ZENRAKUREN

全酪連会報 5

2019 MAY No.644

酪農とのかけはし／
南風ミルちゃん

平成30年度
全酪連監事・役職員研修会 後編

酪農トピックス／期待の女性２名が全国へ!!
～「第47回北海道酪農経営発表大会」開催～（札幌）ほか

酪政連活動報告

日本酪農見て歩紀／庄司牧場 三重県松阪市

カーフトップ ラインナップ

www.zenrakuren.or.jp/business/kobai/calftop/

全国酪農業協同組合連合会

酪農とのかけはし

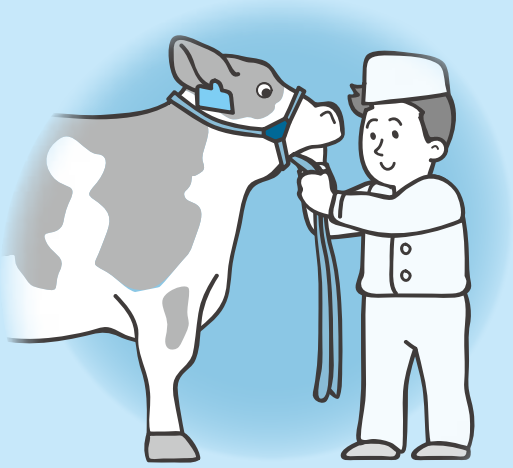

第19回　南風ミルちゃん

新しい風は九州・沖縄から。ミルクでつながる、みんなの笑顔。

南風ミルちゃん

年　　齢：内緒
お住まい：九州・沖縄のどこか
略　　歴：九州生まれ、九州そだちの牛の女の子。みんなからは“ミルちゃん”と呼ばれています。趣味は食べることとお昼寝で、好きな言葉は「笑う門には牛きたる」。パッチリまつげと♥のぶち柄がチャームポイントです。とにかく元気で、好奇心旺盛。何にでも首を突っ込みたがる性格です。

今回は、開催までいよいよ600日を切った、2020年10月に宮崎県で開催される「第15回全日本ホルスタイン共進会九州・沖縄ブロック大会」のマスコットキャラクターの“南風（みなみかぜ）ミルちゃん”にインタビューさせて頂きました。

全日本ホルスタイン共進会とは

全日本ホルスタイン共進会（全共）は、「乳牛の美人コンテスト」とか「乳牛のオリンピック」に例えられます。乳牛が、健康で長持ちするために必要な体型の改良度合いを比較展示するために、各都道府県を代表するホルスタインを一堂に集めて開催されています。

全共の歴史は、第2次世界大戦後の復興も間もない1951年、神奈川県平塚市で、昭和天皇の行幸を仰いで第1回大会が開かれ、それ以来、概ね5年毎に、過去13回にわたって酪農主要県で開催されてきました。

全共はまた、「酪農の祭典」として、全国から多くの酪農家や酪農関係者が集まり、技術研鑽や親睦交流の場としても有効に利用されています。さらに、広く一般消費者の皆様にも、乳牛の改良や飼育技術の向上によって安全かつ安心な牛乳を生産

▲ 南風ミルちゃん

1回大会（1951年）	神奈川県開催	参加県／30	出品頭数／157頭
2回大会（1956年）	静岡県開催	参加県／36	出品頭数／200頭
3回大会（1961年）	長野県開催	参加県／42	出品頭数／226頭
4回大会（1966年）	福島県開催	参加県／42	出品頭数／278頭
5回大会（1970年）	愛知県開催	参加県／44	出品頭数／295頭
6回大会（1975年）	兵庫県開催	参加県／44	出品頭数／291頭
7回大会（1981年）	群馬県開催	参加県／46	出品頭数／298頭
8回大会（1985年）	岩手県開催	参加県／44	出品頭数／297頭
9回大会（1990年）	熊本県開催	参加県／45	出品頭数／293頭
10回大会（1995年）	千葉県開催	参加県／45	出品頭数／298頭
11回大会（2000年）	岡山県開催	参加県／44	出品頭数／297頭
12回大会（2005年）	栃木県開催	参加県／44	出品頭数／303頭
14回大会（2015年）	北海道開催	参加県／42	出品頭数／374頭

注）第13回は、2010年の口蹄疫で1年延期後、2011年の東日本大震災及び福島第一原発事故のため、開催中止。

供給している「日本の酪農業」に対する理解を深めていただくとともに、牛乳・乳製品の消費拡大や地元農畜産物の宣伝PRのための各種企画も行ってきています。

酪農の祭典2020in九州・沖縄

今大会は、九州・沖縄の8県が共同で開催する大会です。これまでは、1つの県や道で開催する単独開催でしたが、今回初めて複数の県が共同で開催するブロック大会として、全国から270頭の牛が集まります。大会では九州・沖縄各県の魅力を存分に発揮できるよう実行委員会のみなさんが準備を進めています。なお、九州・沖縄地域での開催は、第9回の熊本大会（平成2年）以来30年ぶりとなります。

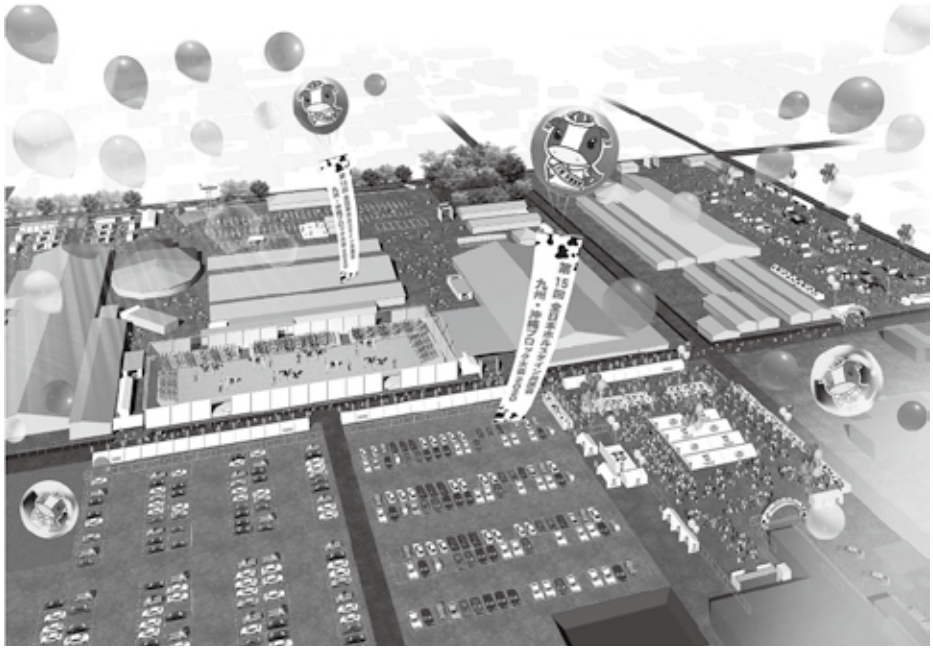

九州・沖縄は、北海道、関東に次ぐ牛乳生産量を誇る「酪農地域」であり、九州・沖縄の約1500戸の酪農家が牛乳の生産向上や乳牛改良にかける意欲と熱意を全国に強く発信するべく今から盛り上がっています。

また、大会会場では、牛の審査が行われる共進会以外にも、リードマンコンテストなどの後継者育成プログラムや資材器具展、物産、飲食、牛乳・乳製品消費拡大等のイベントも開催され、期間中は宮崎ブーゲンビリア空港に酪農理解醸成コーナーが設けられるなど、地域一帯で大いに盛り上がる予定です。少し気が早いですが、皆様のご来場を心からお待ちしております。

2020年に向け

ここ宮崎県では平成22年4月に口蹄疫が発生し、約30万頭もの家畜の命が奪われ、畜産業のみならず地域経済や県民生活にも大きな影響を及ぼしました。

全国各地から防疫作業への人的支援や、義援金、寄附金、激励の手紙、寄せ書きによるメッセージ、千羽鶴等が多数寄せられました。これらの支援・応援により、畜産農家をはじめとする多くの県民が励まされ、前に向かって進んで行く勇気をいただきました。

大会が開催される2020年は発生からちょうど10年となりますが、その間熊本地震や九州北部豪雨に加え、相次ぐ台風被害などの災害にも見舞われながらも、九州・沖縄の酪農家は全国の皆さんからの温かい支援や応援のおかげで力強く復興しています。

皆さんへの感謝の気持ちを表すとともに、これからも共に進む決意を込めて大会準備を進めていきたいと思います。

ミルちゃんから一言！

日本全国から集まる270頭の仲間に会うのが今からとても楽しみ！豊かな自然と美味しい食べ物を用意して皆さんを待ってるわ。新しい風は九州･沖縄から！ミルクでみんなつながっちゃおう！！

公式ホームページで最新の大会情報をチェックしてね‼
➡ https://www.15th-holstein.jp/

平成30年度

全酪連監事・役職員研修会

後編

2月7日～8日、平成30年度監事・役職員研修会が京都府「京都ガーデンパレス」で開催されました。当研修会には全国の会員組合の監事を中心として、役員・職員78名が参加しました。

研修会1日目 後半

メガFTA発効と酪農・畜産への影響

（TPPから日米TAG交渉へ）

日本の畜産ネットワークアドバイザー・技術士 渡邉 亮 氏

TPP以降の貿易交渉から日米TAG交渉の行方を探る。

1 TPP12からTPP11発効へ

2010年3月　原協定国（P4）ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ、チリに加えアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルー8ヶ国がTPP交渉を開始し、マレーシア、メキシコ、カナダが加わり、13年3月安倍首相の交渉参加表明、4月正式申請、そして7月のコタキナバル会合から日本が交渉に参加した。厳しい交渉の末、最終的に15年10月アトランタで合意に達した。

16年2月、寄託国ニュージーランドで署名式を行い、各国は国内手続きに入り、日本は17年1月批准並びに国内手続き終了を寄託国に通報した。同月、トランプ大統領はTPP離脱の通告を行った。

米国が離脱したTPP締約国11ヶ国は、その後協議を進め、米国条項を凍結した「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（TPP11）に合意し、18年3月サンチャゴで署名を行った。

TPP11は、TPP12協定を組込み、主に米国との条項22項目を凍結し、6ヶ国の批准手続き完了後に発効すること、脱退、加入などの規定を見直した。

日本は18年5月～6月TPP11協定と関連法案を衆参両院で可決しメキシコに続き、7月ニュージーランドに手続き完了を通知した。

その後、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、10月30日のオーストラリアの6ヶ国目の手続き完了によりTPP11は60日後の12月30日に発効することとなり、初回の関税引下げを行った。3日後の19年1月1日に日本を除く5ヶ国は二回目の関税引下げを行った。

ベトナムは、11月15日国内手続き完了し1月14日に発効した。

1月19日　第一回TPP委員会（東京）を開催し今後の運用や新規加入手続などの規定を定めた。

未批准国は、ブルネイ、マレーシア、チリ、ペルーである。コロンビア、インドネシア、フィリピン、台湾、タイ、英国が参加希望を表明。

TPP11参加国の規模（16年時点）

人口約5億人（TPP12・約8億人）

GDP約10兆ドル（約29兆ドル）

貿易輸入額約2・3兆ドル（4・5兆ドル）

（出典：TPP等政府対策本部資料）

2 日EU・EPA協定

2013年4月　経済連携協定（EPA）交渉開始し17年12月　投資分野を分離・継続交渉とし、交渉妥結した。18年7月　東京で開催された第25回日EU定期首脳協議において署名、同年12月、日本及びEUは承認手続きを終えた。

19年2月1日、EPAが発効し初回関税引下げとなり、4月1日には日本の二回目の関税引下げとなる。

EUからの輸入品では、コメは対象外、牛肉はTPPと同条件、ソフト系チーズは関税割当てとし、麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度を維持することとした。ワインと工業製品は即時関税撤廃となった。

日本からの農水産輸出品のうち、牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃となり、工業製品は関税撤廃となった。（9割以上即時撤廃）

自動車の関税10％は段階的に引下げ8年後に撤廃となった。

（出典：TPP等政府対策本部資料）

3 日本の乳製品需給

生産者と乳業メーカーとの乳価設定と補給金とにより各乳製品と生乳総量が決定される。

4 乳製品流通限界

北海道産生乳輸送は関東まで、加工乳は関西までが限界。太平洋を渡るのは困難（出典：日本海事広報協会）。

（出典：農水省品目別参考資料）

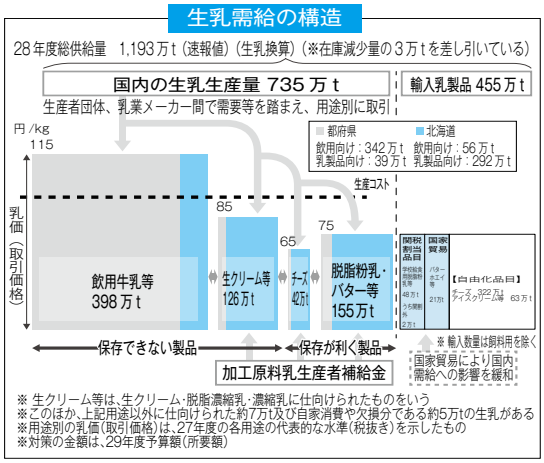

5 バターと脱脂粉乳の輸入枠

TPP、EU・EPA枠を追加

（出典：農水省品目別参考資料、農水省TPPについて、日EU・EPA協定について）

バター脱脂粉乳WTO, TPP, EUEPA輸入枠と2016年実績（生乳換算：千t）

協　定	対象国(CA:カナダ, MX:メキシコ)	TPP, EPA発効前(a)	発効年	発　効6年目	16年追加輸入量(b)	16年輸入(a)+(b)+生産
WTO	ニュージーランド(NZ)	44			78	122
	オーストラリア(AU)	4			2	6
	米国(US)	1			0.1	1.1
	その他	2			2	4
	E　U	54			52	106
	合　計	106	106	106	134	240
TPP	NZ,AU, CA, MX		60	70		
EU-EPA	E　U		12.857	15		
国内生産						1,548
合　計		106	178.857	191		1,788
輸入比率	(16年需要と比較)	5.9%	10.0%	10.7%		13.4%
税　率 脱脂粉乳	(WTO:マークアップ) (TPP, EPA:従量税)	25%, 35% +マークアップ	25%, 35% +130円/kg	25%, 35% (11年目)		
税　率 バター	(WTO:マークアップ) (TPP, EPA:従量税)	35%+ マークアップ	35%+ 290円/kg	35% (11年目)		

6 バター・脱脂粉乳の輸入制度

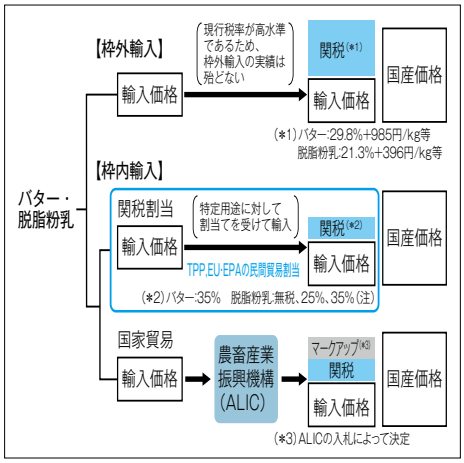

7 チーズ国内生産と輸入

国産チーズは16%。

（出典：農水省・品目別参考資料）

（参考）19年度輸入枠設定　バター20千t（18年度、13千t）脱脂粉乳20千t（27千t）

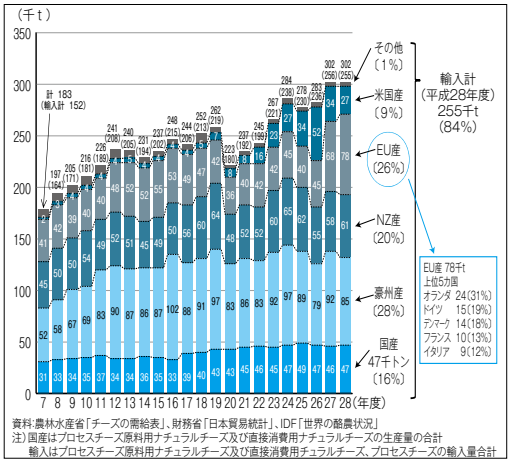

8 チーズ輸入関税・割当

チーズの種類		現行関税	TPP合意	EU-EPA合意
ナチュラルソフト	クリームチーズ（脂肪45%以上）	29.8%	26.8%	枠数量 初年度 20千t 16年目 31千t 枠内税率 16年目無税 枠外税率 現状維持
	モツァレラ	29.8%	現状維持	
	ブルーチーズ	29.8%	11年目 14.9%	
	ソフトチーズ（カマンベール等）	29.8%	現状維持	
ナチュラル加工	シュレッドチーズ	22.4%	段階引下 16年目撤廃	
	おろし・粉チーズ（プロセス）	26.3% 40.0%		
	プロセスチーズ	40.0%	NZ, AU各割当分 初年100t, 11年目150t 段階引下11年目無税	
ナチュラルハード	クリーム（脂肪45%未満）ハード（チェダー、ゴーダ）	29.8%	段階引下 16年目撤廃	段階的引下 16年目撤廃
	おろし・粉チーズ（ナチュラル）	26.3%		
国産抱合用原料チーズ・国産：輸入比		無税	シュレッド用 1:3.5	プロセス用 1:2.5

9 牛肉の供給量（国産は38%）

（参考）チーズ消費量比較

（出典：農水省品目別参考資料）

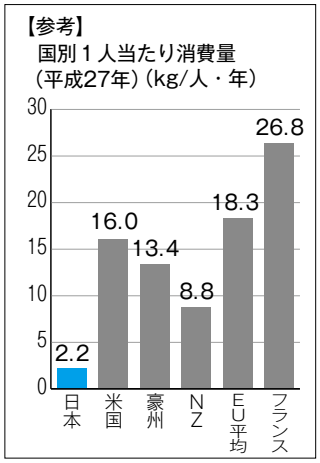

10 TPP、EU・EPA牛肉関税

TPPとEU・EPAの関税率は、16年後に9%まで引き下げる。

（出典：農水省品目別参考資料）

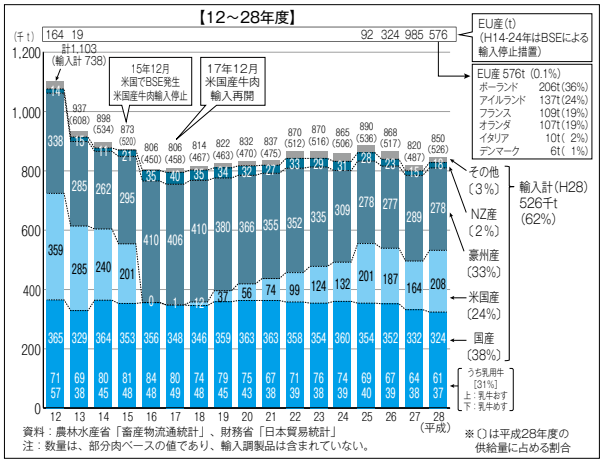

11 TPP協定とEU・EPA協定のセーフガード（SG）閾値

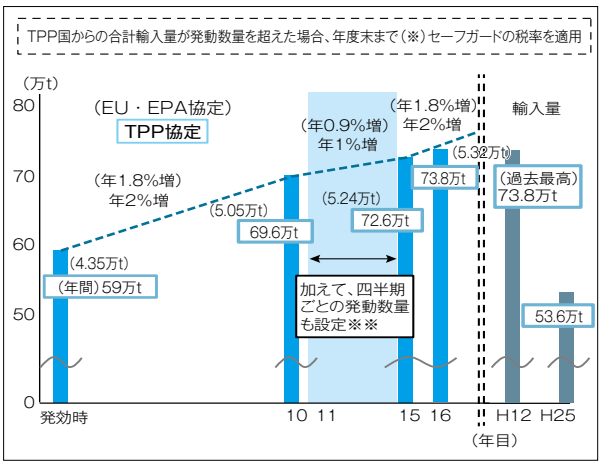

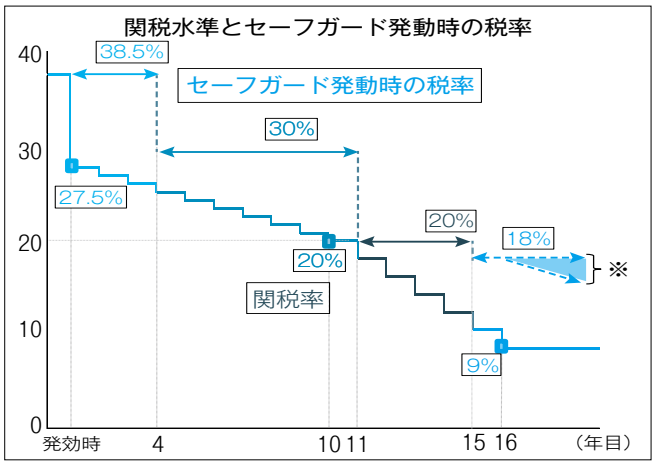

12 日豪EPA、TPP、EU・EPA牛肉関税率の推移

TPP締約国のオーストラリアやメキシコとはそれぞれEPA協定を発効済みであり、関税率の適用は低い方の協定の関税を採用することになる。

18年12月30日より発効したTPP協定より低い関税率の日豪EPAの冷凍牛肉関税は19年4月1日よりTPP協定の関税率と同率になり以後統一される。EU・EPAもTPP協定の関税率と同じになる。

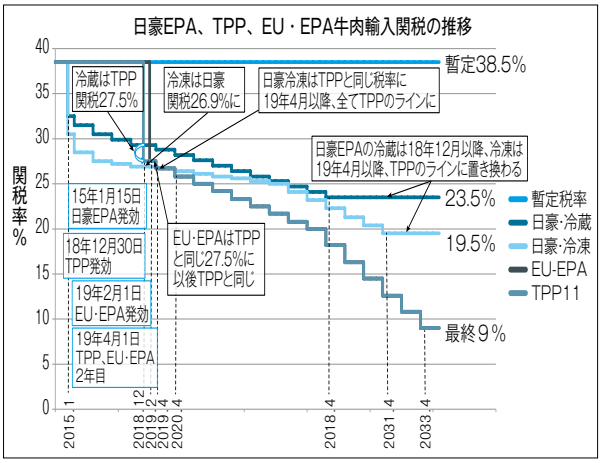

13 飼料輸入

飼料用麦50万tがマークアップ無しの民間貿易に。

14 米国の貿易収支

17年5,680億ドル（62・5兆円）の貿易赤字（武器輸出1,700億ドル含まず）。

日本との貿易赤字は688億ドル、その内約540億ドルは自動車と関連部品の貿易による。

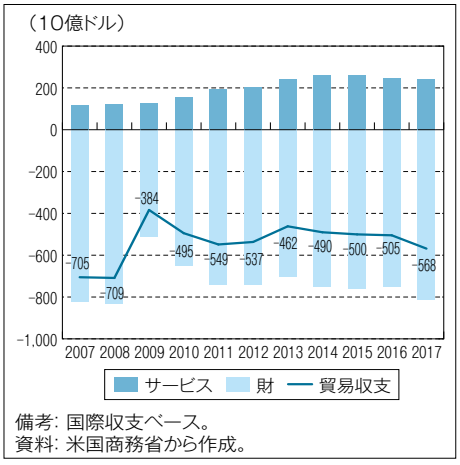

TPP 協定と日 EU・EPA 協定における飼料の合意

品　目	現状制度	TPP 合意内容	EU-EPA 合意内容	2012-2014 年平均輸入量
飼料用麦	国家貿易マークアップ	約 50 万 t 無税（食糧への横流れ防止）		(50 万 t)
飼料用脱脂粉乳	関税割当枠内無税	同左	枠外 6 年目に 95%削減	24,429t
飼料用ホエイ	関税割当枠内無税	枠外即時撤廃横流れ防止		42,567t
飼料用とうもろこしグレーンソルガム	税関監督下飼料用無税	同左		10,186,677t
単体飼料用丸粒とうもろこし	関税割当枠内無税	同左		203,539t
大豆油かす、菜種油かすふすま、ぬか、その他	無税	同左		1,873,250t
ビタミン調整品、他添加物	3%	即時撤廃		22,951t

飼料用小麦：食糧用への横流れ防止措置を行い、マークアップ徴収しない民間貿易に移行（協定発効前：食糧用約 500 万 t と飼料用約 50 万 t が国家貿易）
出典：農水省、TPP について、日 EU・EPA について

一方、農林水産品貿易は145億ドルの米側の黒字である。（日本の農林水産品は、輸入9・4兆円、輸出0・8兆円、国内産出11・3兆円である。）

（注）鉄鋼・アルミ
○印232条適用免除
△印232条適用免除・数量規制

2017年の米国の貿易黒字上位10か国（単価：10億ドル）

国　名	輸　出	輸　入	貿易収支
香港	40.0	7.6	32.5
オランダ	42.2	17.7	24.5
UAE	20.0	4.3	15.7
ベルギー	29.9	15.1	14.8
○ 豪州	24.6	10.1	14.6
シンガポール	29.8	19.4	10.4
△ ブラジル	37.1	29.4	7.7
パナマ	6.4	0.4	6.0
△ アルゼンチン	9.5	4.8	4.7
英国	56.3	53.1	3.3
世界計	1,546.7	2,342.9	-796.2

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

2017年の米国の貿易赤字上位10か国（単価：10億ドル）

国　名	輸　出	輸　入	貿易収支
中国	130.4	505.6	-375.2
メキシコ	243.0	314.0	-71.1
日本	67.7	136.5	-68.8
ドイツ	53.5	117.7	-64.3
ベトナム	8.2	46.5	-38.3
アイルランド	10.7	48.8	-38.1
イタリア	18.3	50.0	-31.6
マレーシア	12.8	37.4	-24.6
インド	25.7	48.6	-22.9
△ 韓国	48.3	71.2	-22.9
世界計	1,546.7	2,342.9	-796.2

備考：センサスベース（季節調整前）。
資料：米国商務省、Global Trade Atlas から作成。

出典
・経産省・通商白書2018
・農水省・農林水産輸出入概況17年版
・ロイター18年11月8日、米武器輸出額17年1,700億ドル、18年1,923億ドル

15 トランプ政権の貿易赤字削減の努力

1．通商法201条の相殺関税・アンチダンピング関税（米企業がITCに申請、制裁関税設定）

18年1月に中国製太陽光パネルと韓国製大型洗濯機にSG措置

2．通商拡大法232条（安全保障）による追加関税（大統領権限）

18年3月23日　アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、メキシコ、EU諸国、韓国を除く全原産国に対し、鉄鋼25％、アルミニウム10％の追加関税を設定した。

6月1日にカナダ、メキシコ、EU諸国に適用、韓国、ブラジル、アルゼンチンには追加関税免除・数量枠設定と発表した。無条件除外はオーストラリアのみである。

商務省は米顧客から出された個別製品の適用除外申請を審査中である。

自動車25％追加関税は18年5月23日調査を開始し、19年2月下旬調査が終わり、商務長官から大統領に報告された。大統領は90日以内に報告に可否を決定し、15日以内に措置を実施する予定。

3．通商法301条（不公正な貿易慣行）による中国に対する追加関税（大統領権限）

18年7月6日第一弾の中国からの輸入品340億ドル相当に25％の追加関税を賦課した。さらに第二弾（8月23日）160億ドル相当、第三弾（9月24日）2，000億ドル相当に19年1月に25％に引上げを前提に10％の追加関税を賦課した。

中国も対抗措置として、第三弾は600億ドルの米製品に5％又は10％の追加関税を実施した。

G20サミット（11月末～）で、90日後の19年3月1日までに米中交渉の合意がなければ、第三弾を25％に引上げと表明した。その後の再交渉は継続中。

4．通商交渉による貿易赤字改善策

- 米韓FTA見直し
- USMCA（NAFTA改定）
- 日米物品貿易交渉
- 米EU貿易交渉

16 米国の貿易協定の改定・米韓FTA（KORUS）

米国の対韓国貿易赤字は、FTAの発効年12年から17年に、「物品」が132億ドルから229億ドルへ、「物品とサービス」は67億ドルから107億ドルへ増加した。

米政府は、貿易赤字削減のため、FTA協定の合同委員会に基づく協議を17年7月に始め、18年7月合意、9月24日両大統領が署名、米議会に報告した。韓国国会批准後、19年1月1日に施行した。

この見直しで、韓国側の農産品追加解放はなかったが、自動車を中心に米側の要求を受け入れた。

小型トラック関税25％を41年までに段階的撤廃する。（12年協定では21年までに撤廃）

米国産自動車をメーカー毎に年間5万台を韓国市場が受け入れ、米国産自動車部品・サービス部品の米国規格の承認、CAFE基準、自動車の燃費、温室効果ガスの米国規制の承認を受け入れた。

この他、韓国は輸出品の原産地規則の検証手順対応の専門委員会を設立すること、米国医薬品の公正な扱いを得るため韓国の革新的医薬品に対する優待制度を改正すること、為替レートの操作を禁止することなどを受け入れた。

韓国から米国への鉄鋼輸出に対する232条追加関税免除を行うが、数量規制は15年～17年の3年間の平均の70％までに。18年より適用。

（出典：USTR-KORUS概要）

17 米国の貿易協定の改定・NAFTAからUSMCAへ

18年11月30日署名、議会審議へ

農産物以外の合意では、デミニミス（通関時非課税基準額）をカナダ20カナダドルから150カナダドル、メキシコ50ドルから100ドルに引上げ（米国800ドル）、乗用車と小型トラックの域内調達率を75％に引き上げる。乗用車の対米輸出をカナダ、メキシコ各、年間260万台の割当とする。

	域内調達率（RVC）：段階的引上げ	移行期間
乗用車・軽トラック	75%（現行NAFTA：62.5%）	3年
部　品	重要部品：75%	3年
	主要部品：70%	3年
	補完部品：65%	3年
大型トラック	70%（現行NAFTA：60.0%）	7年
部　品	主要部品：70%	7年
	補完部品：60%	7年

出典：住友商事グローバルリサーチ
2018年10月19日
新NAFTA（USMCA）暫定合意の評価

この他、6年毎の協定見直しと16年目の存続判断（サンセット条項）、為替介入を含む競争的な通貨切下げの自制、非市場経済国（中国）とのFTA締結

の制限、バイオ製薬データ保護期間の10年（TPPは5年、8年）、米メキシコ間のみ一部の公共分野などの政府契約にISDSの適用が合意された。

通商拡大法232条の鉄鋼、アルミ、自動車への適用は先送り。

「米加の乳製品クオータ取極」

カナダの供給管理制度（乳価クラス設定）とその維持

品質維持の制限により、クラス1は州単位、クラス2以下は連邦単位で管理する計画生産である。生産者間の生産割当の売買は自由である。

乳価クラスと仕向け割合

クラス	下位クラス	最終用途		仕向け割合 2015/16年
1	(a),(b),(b) ii ,(c),(d)	飲用乳、クリーム		33%
2	(a),(b)	加工原料乳	ヨーグルト、アイスクリームなど	7%
3	(a),(b),(c)1,(c)2,(d)	加工原料乳	チーズ	32%
4	(a),(a)1,(b),(c),(d),(m)	加工原料乳	バター、粉乳	19%
5	(a),(b),(c),(d)		製菓業等向け、輸出向け	9%

資料：CDC,CDIC を基に機構作成

Alic 畜産の情報 2018 年 3 月号

供給管理制度の維持

カナダは脱脂粉乳余剰を解決するため、輸出を促す国際価格の最安値を下回るクラス6（17年2月実施）、クラス7の乳価を新設した。

主要クラス別乳価の比較

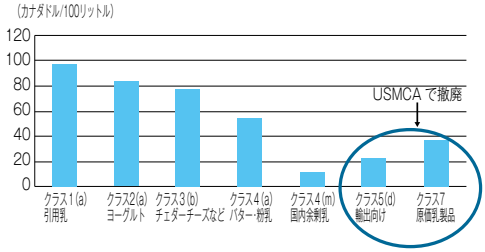

資料：CDICを基に機構作成
注1：各乳価はカナダにおける標準的な成分組成（乳脂肪：3.6000%、乳たんぱく質：3.2326%、その他の無脂肪乳固形分：5.6851%）を基に試算。
2：クラス7は2018年1月現在、それ以外は2015／16年度の平均。

Alic 畜産の情報 2018 年 3 月号

USMCAの酪農関連の合意

カナダの脱脂粉乳の輸出制限として、カナダはUSMCA発効6ヶ月後に乳価クラス6と7を廃止し、脱脂乳固形物の価格が米国の価格より低くならないように設定し、家畜の飼料として脱脂粉乳を使う計画を再開、そして脱脂粉乳、濃縮ミルクタンパク質、乳児用調整乳関連の輸出制限を行う。

カナダの米国産酪農製品輸入枠設定は、生乳（5万t）、チーズ（1・25万t）、クリーム（1万5百t）、脱脂粉乳（7，500t）、バター・クリームパウダー（4，500t）、濃縮ミルク、アイスクリーム、ホエイ等（上記重量は6年目の目標（初年度1／6）、さらに7年から13年まで年率1％増加の割当）とする。

18 18年9月26日・日米物品貿易協定（TAG）首脳共同声明（要旨）

1. 大統領は互恵貿易の重要性と貿易赤字の削減を、総理大臣は自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した。
2. 日米間の貿易・投資を更に拡大すること、世界経済の自由で公正かつ開かれた発展の実現を再確認した。
3. 他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。
4. 前項議論の終了後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行う。
5. 日本の農林水産品は、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限。
6. 米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すこと。
7. 非市場志向型の政策や慣行から日米両国の企業と労働者を守る協力、WTO改革と電子商取引の議論の協力を行う。（中国を想定）

これらの協議中は、本共同声明の精神に反する措置の発動を控える。

19 日米物品貿易協定（TAG）への米産業の意見（米政府官報より）

USTRに寄せられた請願（18年11月26日締切、全159通、12月10日公聴会開催）

酪農・畜産関係主要団体の請願内容

American Farm Bureau Federation（AFBF）米国農業会連合

関税・非関税障壁撤廃・TPP以上。SPS・TBT・BIOはUSMCAをベースに。

National Milk Producers Federation（NMPF）全米牛乳生産者連盟とU.S. Dairy Export Council（USDEC）米国酪農輸出評議会

TPP、日EU協定以上の関税引下げと割当量確保。農畜産業振興機構（alic）等の輸入規制排除。

International Dairy Foods Association（IDFA）国際乳製品協会

輸入割当の廃止、alicの輸入管理廃止。SPS・TBT・GIはUSMCAをベースに。

U.S. Meat Export Federation（USMEF）米国食肉輸出連合会

TPP、日EU協定以上

National Cattlemen's Beef Association（NCBA）全米肉牛生産者協会

豪（EPA、TPP）と同等以上。月齢30ヶ月規制撤廃。非関税障壁撤廃はUSMCAを基準に。

20 日米物品貿易協定（TAG）の交渉22項目（18年12月21日USTR発表）

USTRの表現：米日貿易交渉

United States-Japan Trade Agreement（USJTA）

農産物に影響を及ぼす主な項目

「物品貿易」の目標は、日本との貿易赤字の削減、輸出入認可手続きの透明性向上、輸入輸出の独占の抑制であり、工業製品については繊維・衣料、医薬品、医療機器、化粧品の関税撤廃と、情報通信機器、自動車、化学製品の非関税障壁の撤廃である。

自動車に関する規制を撤廃し、米国内での生産と雇用増大を望む。

農業製品については、関税の削減或いは撤廃を要求する。

米農産物市場を歪める非関税障壁、国営・国有企業及び類似機構における相互補助と価格操作を止めるため、運営における透明性を要求する。また関税割当制度の運用制限を求める。

（注）前述のパブリックコメントにalicの批判と廃止要求があり、コメ麦などの食糧法も含まれる可能性がある。

農業バイオテクノロジー製品の開発と取引推進と提案する。

（注）TPP協定では、バイオ農産品に関し微量混入（LLC）の取極までであったが、USMCAに共同開発の条項が加えられ、それをUSJTAに持ち込んだ提案。

「衛生植物検疫措置（SPS）」においては、WTO規定の科学的根拠に基づく食品安全を認めることを要求。

（注）厚生労働省のプリオン専門調査会、食品安全委員会が、米国、カナダ、アイルランドからの輸入牛肉に関し、月齢30ヶ月規制を外す提案を行った。

「税関・貿易促進・原産地規則」では、速やかな出荷や速達便出荷のための通関措置等、法規手続きのネットでの公表を求める。

デミニミス（最低基準価額）の改善（注：現状日本は1万円、米国は800ドル）と公平な関税罰則と、サプライチェーンにおける輸入・輸出の手続きの自動化を求める。

「貿易の技術的障害（TBT）」では、WTO技術委員会の決定及び勧告の適用と規則制定時の外国人投資家コメント受入、及び技術委員会の設置を求める。

「投資」では、ISDSに言及せず、米国内への投資には内国民待遇を与えないが、米投資家の米国に置ける権利と同等の権利を要求。

「国有・国営企業」では、非差別的な物品及びサービスの売買と、WTOの補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）以上の規律の確保と、助成金により国有企業が相手国とその国の産業に害を与えないこと、国営企業、指定独占企業、民間企業の公平な規制を確保することを求める。他国の国営企業の商業活動に関し（米国の）裁判所に司法権の付与（主権免除の制限）を求める。

「労働」では、ILO条約の労働基準の採用、最低賃金・労働時間・安全衛生の管理基準の法律の確認、国際的に認められた労働基準に基づく労働法から逸脱しないこと、強制労働による生産物の輸入禁止、外国人労働者の国内労働法による保護などを求めている。

（注）米国務省は毎年6月に発表する人身取引報告書の07年版より日本の「技能実習制度の強制労働」を指摘している。

昨年の入管法改正で、平成31年4月1日から「技能実習生」の55％以上を、日本人と同一賃金・労働条件の外国人労働者「特定技能」に移行させる運用の細部を定めた政令・省令・告示を公示した。

「一般事項」では、協定の見直しの機会、協定の終結に関する規定（サンセット条項）、非市場国（中国）とのFTA交渉時の取極を求めている。

「為替」では、為替操作回避を要求。

21 通商交渉権限・米議会と大統領府の関係

「憲法第一章第8条第3項」米国の通商交渉権限は議会にある。

「TPA：大統領貿易促進権限Trade Promotion Authority」

議会は大統領に一時的に交渉権限を委譲する。1974年通商法のファストトラック失効後、2002年TPA法となり07年6月失効、その後15年6月成立のTPA法により大統領が交渉権限を有している。（延長手続により21年6月30日まで有効）

TPA法では、下院上院とも実施法案（批准書）採決は、部分修正なし一括採決（多数決）とする。

22 TPA法に基づく日米貿易交渉・米国手続タイムライン

署名90日前（合意）通知から批准まで1年以上、協定施行まではさらに数ヶ月かかる。

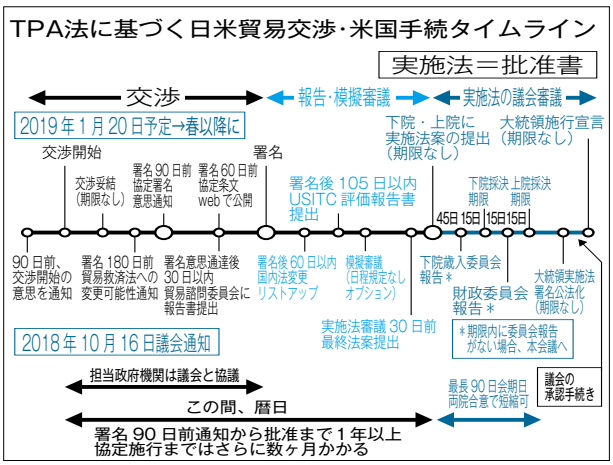

（注）ＳＮＳグループと畜産ネットワークは、２０１３年５月、交渉権限保有者である米議員（上院１００名、下院４３５名）に国会決議文と意見書をファックスと書簡で送付した。その後、米議会ではこの日本の資料を元に質疑が行われる事例が見られた。

23 日米物品貿易協定（TAG）の交渉予測

1．発効済の日豪ＥＰＡ、今回のＴＰＰ11及び日ＥＵ・ＥＰＡ発効に伴い米輸出産業は大きなハンディを負い、早期のＴＡＧ協定妥結を望む。

2．米国のＴＰＡ法の手続きは、合意から発効まで1年以上必要であり、非関税障壁の交渉に入ればさらに合意時期が延びる。対中国貿易交渉もあり、ＴＡＧ交渉の開始の遅れがあると報道されている。（追記４月15日交渉開始）

3．ＴＡＧ交渉の主要議題は、日米首脳共同声明にあるように、米国の「自動車の貿易赤字」と「農産品の日本への輸出」である。

4．ＴＡＧ交渉は、関税と割当の議論に集中し、非関税障壁問題は、別協議或いは、ＴＰＰ12合意にＵＳＭＣＡ条項を加えたものに。

5．ＴＡＧの農産品は、ＴＰＰ11と日ＥＵ・ＥＰＡのどちらか低い障壁で決まり、日本の酪農・畜産を守っているalicなどの制度問題を米側が追求すれば合意が延び、米輸出産業がＴＰＰ諸国とＥＵ諸国に遅れをとることになる。

6．自動車問題の解決策を見つけるのは困難だが、日本の自工会の米国内投資などの決着次第では、ＴＡＧ早期合意がある。

（注）ビッグスリーは小型乗用車の米国内生産から撤退し大型のピックアップトラックに移行、日本で受け入れられる米国産小型車の商品を持たない。

「結論」

地理的条件により、生乳の輸入は困難であるが、可逆性のあるバターと脱脂粉乳の輸入量が国内生産量に影響するのでalicの国家貿易の維持がカギになる。

チーズの消費拡大の余地や、牛肉の消費量と輸入の増大に対し、コスト競争力向上の努力が必要である。

今後、飼料のコスト低減やロボットによる省力化などの競争力向上と生産者の確保が課題である。

入管法改正（４月施行）により外国人材採用計画の見直しが必要になる。

研修会2日目

酪農の今を知り、将来を考える
―酪農全国基礎調査のポイント―

一般社団法人 中央酪農会議 参与
並木 健二 氏

1 わが国の農業が直面する諸問題

・かつては、経営規模の零細性（過剰就業問題）の克服が最重要課題であった。しかし、現在では、従事者の「高齢化」と経営規模の「大型化」にともない、担い手確保（労働力不足）が喫緊の課題となっている。

・技術革新（機械化・化学化）により技術的適正規模が上昇した。逆から言えば、技術革新が規模拡大（多額投資）を強制するようになった。

・少子高齢化が進み、人口減少局面を迎え、国民の所得が停滞・減少している現状では、農産物価格を高止まりさせる、あるいは財政負担を維持・拡大することは長期的には困難である。

2 わが国酪農で同時進行する3つの減少

1 酪農家戸数の減少

全国の酪農家戸数は、昭和38（１９６３）年の42万戸をピークとして減少。

2 乳用牛成畜飼養頭数の減少

全国の乳用牛成畜飼養頭数は、昭和59（１９８４）年の1，４７４千頭をピークとして減少。

3 生乳生産量の減少

全国の生乳生産量は、平成８（１９９６）年度の８６６万ｔをピークとして減少。

生乳生産量の増加が続く北海道は、この10年間に、乳用牛成畜飼養戸数（８，０２４戸→６，０１４戸）が25％減少したが、乳用牛成畜飼養頭数（５１２，９１０頭→７４２，７００頭）は45％増加。

乳用牛成畜飼養戸数は50～79頭層が引き続き最も多い階層を形成しているが、飼養頭数の最多階層は50～

79頭層（33・2％）から100頭以上層（49・0％）に移行。

北海道			20頭未満	20~29頭	30~49頭	50~79頭	80~99頭	100頭以上	計
飼養戸数	平成19年	戸数(戸)	604	431	2,215	2,960	804	1,010	8,024
		構成比(%)	7.5	5.4	27.6	36.9	10.0	12.6	100.0
	平成29年	戸数(戸)	281	289	1,290	2,160	684	1,310	6,014
		構成比(%)	4.7	4.8	21.4	35.9	11.4	21.8	100.0
飼養頭数	平成19年	頭数(頭)	5,810	11,200	88,100	170,500	70,500	166,800	512,910
		構成比(%)	1.1	2.2	17.2	33.2	13.7	32.5	100.0
	平成29年	頭数(頭)	7,500	14,600	85,000	189,100	82,400	364,100	742,700
		構成比(%)	1.0	2.0	11.4	25.5	11.1	49.0	100.0

資料：農林水産省「畜産統計」
注）本表では、飼養戸数、飼養頭数ともに「計」を「規模別」の合計とした。

生乳生産量の減少が続く都府県は、この10年間に、乳用牛成畜飼養戸数（16,546戸→9,704戸）と乳用牛成畜飼養頭数（739,540頭→412,600頭）の減少（41％、44％）が同時に進行。

乳用牛成畜飼養戸数は20頭未満層が引き続き最も多い階層を形成しているが、飼養頭数の最多階層は30～49頭層（31・3％）から100頭以上層（31・0％）に移行。

都府県			20頭未満	20~29頭	30~49頭	50~79頭	80~99頭	100頭以上	計
飼養戸数	平成19年	戸数(戸)	5,606	3,419	4,675	1,920	376	550	16,546
		構成比(%)	33.9	20.7	28.3	11.6	2.3	3.3	100.0
	平成29年	戸数(戸)	2,820	1,980	2,680	1,260	351	613	9,704
		構成比(%)	29.1	20.4	27.6	13.0	3.6	6.3	100.0
飼養頭数	平成19年	頭数(頭)	77,240	105,600	231,700	147,800	43,600	133,600	739,540
		構成比(%)	10.4	14.3	31.3	20.0	5.9	18.1	100.0
	平成29年	頭数(頭)	30,300	47,100	101,500	74,800	30,900	128,000	412,600
		構成比(%)	7.3	11.4	24.6	18.1	7.5	31.0	100.0

資料：農林水産省「畜産統計」
注）本表では、飼養頭数、飼養頭数ともに「計」を「規模別」の合計とした。

都府県は平成4（1992）年度の515万tをピークに減少傾向、北海道は増加傾向で推移。その結果、平成22（2010）年度に、北海道が都府県を逆転。

生乳（飲用牛乳含む）の道外移出量：62万t（1998年）→83万t（2017年）

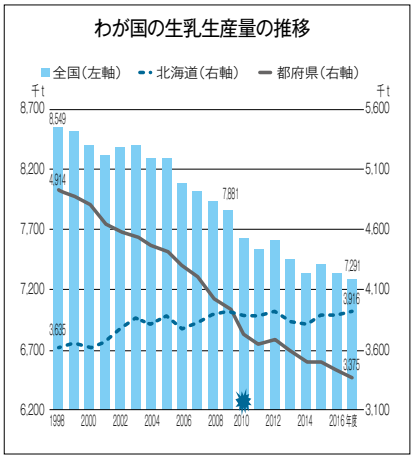

3 平成29年度 酪農全国基礎調査の概要

1 調査目的

酪農全国基礎調査は平成3（1991）年度に始まり、概ね3年ごとに悉皆調査を実施しており、今回は公益財団法人全国競馬・畜産振興会畜産振興事業（JRL）の助成を受けて、「酪農経営・労働条件実態調査事業（平成29～30年度）」の一環として平成29（2017）年度に実施した。

本調査の目的は、酪農の振興に資するため、

① 酪農経営の実態や経営意向等を把握するとともに、酪農生産基盤の変化を明らかにすること

② 酪農経営における労働実態を明らかにすること等である。

2 調査対象

調査実施期間（平成29年9月～11月）に、指定生乳生産者団体（沖縄県を含む）の直接会員又は間接会員となっていた全国の酪農家。

3 調査方法

酪農経営主自らが調査票に記入する自記式アンケート調査で、調査票の配布・回収の流れは以下の通り。

「中央酪農会議↔指定団体↔指定団体会員↔農協等↔酪農家」

4 調査票の回収結果

単位：戸、％

指定団体	調査対象数	回収数	回収率
全国	14,295	10,379	72.6
北海道	5,534	2,817	50.9
都府県	8,761	7,562	86.3

5 生乳生産構造の現状

都府県（経産牛平均飼養頭数43・4頭）は、北海道（同77・7頭）に比較して、30頭未満層の酪農家の占める割合が大きく、50頭以上層の割合が小さい。

中間規模層（経産牛飼養頭数30～49頭）の占める割合は、都府県（28・9％）、北海道（27・2％）で比較的近似している。

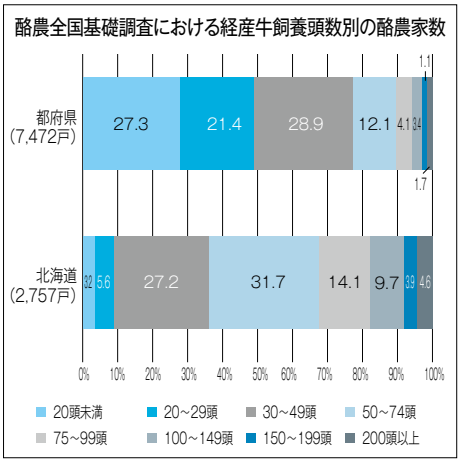

都府県の生産構造においても、地域（指定団体）間に大きな違いがみられる。

経産牛飼養頭数50頭以上の酪農家が占める割合は、東海（平均飼養頭数57・9頭）と九州（同51・4頭）で32％と大きく、20頭未満の酪農家が占める割合は、東北（同29・4頭）で42％と大きい。

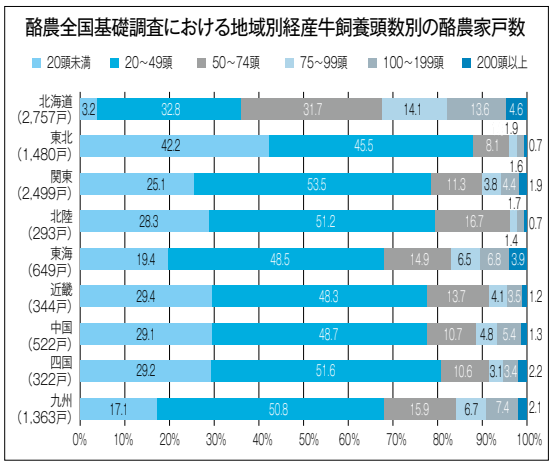

搾乳形態の主流（主な搾乳形態）は、北海道、都府県ともに、経産牛飼養頭数の増加とともに、その他（バケット等）↔パイプライン↔パーラーの順に移行する。

ミルキングパーラーの普及率（北海道調べ）：9・7％（2000年）→23・0％（2017年）

北海道では100頭以上層、都府県では50～100頭層で、搾乳ロボットの導入率が比較的高い。～1戸当たり導入台数に格差

経産牛飼養頭数別の搾乳形態（都府県）

単位：戸、％

	酪農家数	その他	パイプライン	パーラー	授乳ロボット	無回答
10頭未満	625	50.4	44.5	3.2	0.2	1.8
20頭未満	1,417	14.8	81.9	2.5	0.1	0.7
30頭未満	1,600	2.6	92.0	5.0	0.1	0.4
40頭未満	1,245	0.2	90.8	8.3	0.3	0.3
50頭未満	918	0.1	86.5	11.7	0.9	0.9
75頭未満	907	0.8	66.8	27.9	2.4	2.1
100頭未満	312	1.0	35.9	57.1	2.2	3.8
150頭未満	254	1.2	17.3	72.0	2.0	7.5
150頭以上	210	0.0	5.7	86.7	1.0	6.7

経産牛飼養頭数別の搾乳形態（北海道）

単位：戸、％

	酪農家数	その他	パイプライン	パーラー	授乳ロボット	無回答
10頭未満	17	82.4	17.6	0.0	0.0	0.0
20頭未満	72	36.1	56.9	5.6	0.0	1.4
30頭未満	154	7.1	88.3	3.9	0.6	0.0
40頭未満	318	0.9	96.2	2.5	0.3	0.0
50頭未満	431	0.2	95.1	4.2	0.0	0.5
75頭未満	874	0.5	86.8	11.3	1.0	0.3
100頭未満	390	0.5	69.7	23.6	3.6	2.6
150頭未満	268	0.4	31.3	54.9	6.0	7.5
150頭以上	233	0.0	6.0	79.0	5.6	9.4

北海道では、全ての規模階層で「粗飼料自給率100％」に酪農家が集中。

都府県の酪農家戸数は、ほとんどの規模階層で「粗飼料自給率25％以下」が約半数を占めており、30頭未満層では自給率0％、30頭以上層では自給率25％を中心に分布している。～規模拡大に伴い、糞尿処理のための飼料畑が必要となっている？

経産牛飼養頭数別の粗飼料自給率（都府県）

単位：戸、％

	酪農家数	0%	25%	50%	75%	100%
全　体	7,160	27.8	26.3	17.3	18.4	10.2
5頭未満	131	26.7	15.3	16.0	22.9	19.1
10頭未満	463	26.8	20.7	16.8	20.5	15.1
20頭未満	1,353	27.9	22.7	16.4	19.4	13.6
30頭未満	1,534	27.2	25.0	17.8	17.9	12.0
40頭未満	1,193	26.7	27.0	16.7	19.8	9.8
50頭未満	890	25.5	27.9	17.4	20.2	9.0
75頭未満	858	29.6	28.7	19.3	16.6	5.8
100頭未満	302	28.8	30.1	16.2	19.5	5.3
150頭未満	240	32.9	34.6	19.6	11.3	1.7
150頭以上	196	37.2	41.8	14.8	5.1	1.0

経産牛飼養頭数別の粗飼料自給率（北海道）

単位：戸、％

	酪農家数	0%	25%	50%	75%	100%
全　体	2,678	6.9	1.7	2.9	19.4	69.1
5頭未満	2	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
10頭未満	14	0.0	0.0	14.3	21.4	64.3
20頭未満	68	1.5	4.4	10.3	14.7	69.1
30頭未満	151	2.6	1.3	2.0	13.9	80.1
40頭未満	306	6.5	2.3	2.6	17.0	71.6
50頭未満	419	7.2	1.4	2.1	16.7	72.6
75頭未満	850	7.8	1.6	2.4	17.3	70.9
100頭未満	380	8.7	1.1	1.8	19.5	68.9
150頭未満	262	5.7	0.8	4.2	26.0	63.4
150頭以上	226	7.5	3.5	4.4	35.0	49.6

酪農家1戸当たりの常時雇用者数（外国人実習生含む）の全国平均は0・6人、経産牛飼養頭数100頭未満の酪農家では、半数以上が常時雇用者0人。

わが国の酪農は、労働力の確保状況によって、経産牛飼養頭数100頭未満が家族構成員中心の経営、100頭以上が雇用労働力に依存した経営に大別。

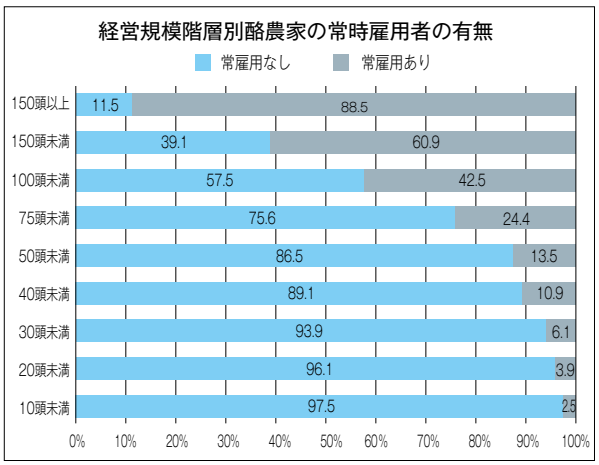

酪農家1戸当たり酪農従事者数（家族構成員、常時雇用者）は、北海道、都府県ともに、経産牛飼養頭数規模の大きい階層ほど増加する傾向にある。

酪農に従事している家族構成員数は、20頭未満層で北海道、20頭～75頭未満層で都府県、75頭以上層で北海道の方が多い。

常時雇用者数は、ほとんどの規模階層、とくに75頭以上層で都府県の方が多い。

経産牛飼養頭数1，000頭を超える大規模経営の中には、数十名の常時雇用者を擁する経営もある。

平成29年における都府県の経営主の平均年齢は59・2歳で、北海道（52・1歳）より7・1歳高い。

都府県の経営主の平均年齢には地域差が見られるが、各地域とも60歳代の占める割合が最も大きい。

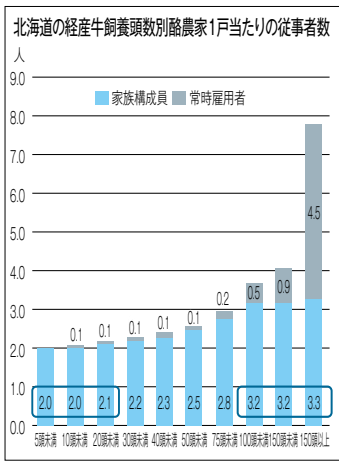

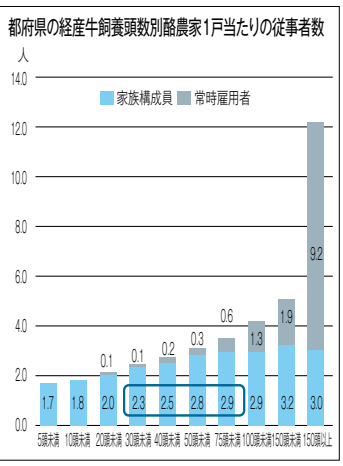

地域別の経営主の年齢

単位：戸、%

	酪農家数	1 30歳代未満	2 30歳代	3 40歳代	4 50歳代	5 60歳代	6 70歳代以上	7 無回答	平均（0を除く）
全　体	10,379	0.7	7.5	16.3	24.6	37.1	10.3	3.5	57.3
北海道	2,817	0.9	13.7	23.2	29.4	27.7	1.7	3.4	52.1
（都府県計）	7,562	0.6	5.2	13.7	22.8	40.6	13.6	3.6	59.2
東　北	1,499	0.5	5.3	13.1	20.7	46.6	10.6	3.1	59.2
関　東	2,516	0.3	3.6	11.4	23.5	43.1	16.1	1.9	60.5
北　陸	293	0.7	5.5	9.2	17.4	49.8	15.7	1.7	60.7
東　海	660	0.8	5.2	16.2	24.4	34.8	13.2	5.5	58.5
近　畿	355	0.6	3.1	14.9	16.9	36.1	22.8	5.6	61.4
中　国	527	0.6	7.6	15.9	20.5	36.2	15.4	3.8	58.5
四　国	324	1.9	2.5	10.2	19.1	35.5	19.1	11.7	61.0
九　州	1,372	0.7	8.0	18.1	27.5	34.3	7.4	4.1	56.0
沖　縄	16	6.3	6.3	25.0	18.8	37.5	6.3	0.0	54.4

10年間における経営主の平均年齢の変化は、プラス1・6歳（50・5歳→52・1歳）である。

酪農家戸数が最も多い経営主の年齢階層は、引き続き50歳代である。

60歳以上（リタイアを控えた世代）の経営主の占める割合は30・4%を占める。

北海道の経営主年齢別酪農家数の推移

	酪農家数（戸）		構成比（%）	
	平成19年	平成29年	平成19年	平成29年
70歳以上	60	49	1.4	1.8
60～69歳	465	779	11.0	28.6
50～59歳	1,930	827	45.8	30.4
40～49歳	1,229	654	39.1	24.0
30～39歳	487	386	11.5	14.2
30歳未満	47	26	1.1	1.0
計	4,218	2,721	100.0	100.0
平均年齢	50.5	52.1		

10年間における経営主の平均年齢の変化は、プラス3・1歳（56・1歳→59・2歳）。

経営主の平均年齢の上昇幅は、都府県が北海道（1・6歳）の約2倍。

酪農家戸数が最も多い経営主の年齢階層は、50歳代から60歳代に上昇した。

60歳以上（リタイアを控えた世代）の経営主の占める割合は56・2%を占める。

都府県の経営主年齢別酪農家数の推移

	酪農家数（戸）		構成比（%）	
	平成19年	平成29年	平成19年	平成29年
70歳以上	1,289	1,025	10.5	14.1
60～69歳	2,853	3,068	23.1	42.1
50～59歳	5,269	1,725	42.7	23.7
40～49歳	2,203	1,039	17.9	14.3
30～39歳	626	391	5.1	5.4
30歳未満	88	43	0.7	0.6
計	12,328	7,291	100.0	100.0
平均年齢	56.1	59.2		

平成19年、29年ともに、「担い手確保率」は都府県（43・9%→46・4%）より北海道（67・2%→56・1%）の方が高い。

経営主50歳未満の占める割合は低下しているが、平成19年、29年ともに都府県より北海道の方が高い。

経営主50歳以上で「後継者なし」の占める割合は、北海道、都府県ともに上昇。

担い手確保状況の推移

単位：%

		北海道		都府県	
		平成19年	平成29年	平成19年	平成29年
経営主50歳未満		41.5	↓37.8	23.2	↓19.5
50歳以上経営主	後継者あり	25.7	18.3	20.7	26.9
	後継者なし	12.3	↑20.2	27.8	↑35.1
	わからない	19.5	11.8	26.9	15.5
無回答		1.0	11.9	1.4	3.0
担い手確保率		67.2	56.1	43.9	46.4
酪農家戸数（戸）		4,150	2,817	12,267	7,562

注）「担い手確保率」＝「経営主50歳未満」＋「経営主50歳以上（後継者あり）」

平成29年における都府県の担い手確保率は46・4%で、北海道（56・1%）より9・7ポイント低い。

都府県の担い手確保率は地域による差が大きく、九州（56・0%）では北海道と同水準であるが、四国（39・5%）と北陸（39・9%）で特に低い。

地域別の担い手確保状況

単位：戸、%

	酪農家数	1 経営主50歳未満	2 就農後継者あり（経営主50歳未満を除く）	3 就農予定後継者あり（経営主50歳未満を除く）	4 後継者はいない（経営主50歳未満を除く）	5 わからない・未定（経営主50歳未満を除く）	6 無回答	担い手確保率（1＋2＋3）
全　体	10,379	24.5	21.8	2.8	31.1	14.5	5.4	49.0
北海道	2,817	37.8	16.0	2.3	20.2	11.8	11.9	56.1
（都府県計）	7,562	19.5	23.9	3.0	35.1	15.5	3.0	46.4
東　北	1,499	18.9	22.6	4.7	34.4	18.5	0.9	46.2
関　東	2,516	15.3	23.8	3.1	40.0	14.0	3.8	42.2
北　陸	293	15.4	23.2	1.4	44.4	15.0	0.7	39.9
東　海	660	22.1	25.0	1.4	34.1	15.3	2.1	48.5
近　畿	355	18.6	23.1	3.9	31.8	20.6	2.0	45.6
中　国	527	24.1	21.3	2.1	36.1	15.2	1.3	47.4
四　国	324	14.5	23.1	1.9	40.4	16.0	4.0	39.5
九　州	1,372	26.7	26.7	2.6	25.0	13.6	5.4	56.0
沖　縄	16	37.5	12.5	0.0	12.5	37.5	0.0	50.0

北海道、都府県ともに、経営主の1日当たり日常的労働時間（総労働時間-自給飼料生産労働時間）は、経産牛飼養頭数の多い階層ほど増加する傾向。

経営主の日常的労働時間は、10～20頭未満層と100～150頭未満

層で北海道、10頭未満層と20～30頭未満層で都府県の方がとくに長い。

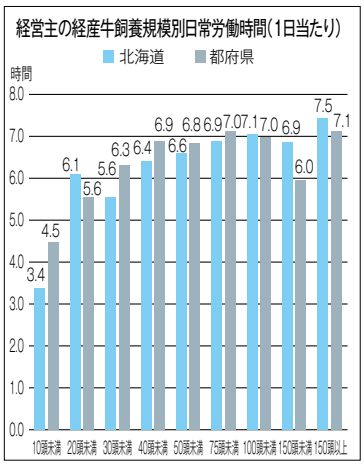

配偶者（95％が女性）の日常的労働時間は、20頭未満層と100頭以上層で北海道、20～40頭未満層で都府県（中心的な規模階層）の方が特に長い。

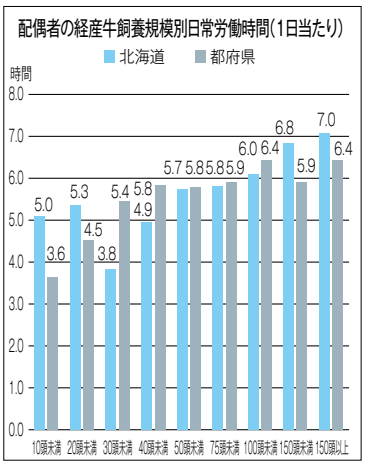

1日当たり搾乳時間（経営主＋配偶者）は、北海道、都府県ともに、飼養頭数の多い階層ほど増加する傾向にある。

北海道と都府県の経営主の搾乳時間は、75頭未満層で配偶者より長く、75頭以上層で短い。～大規模層ほど配偶者への依存度が高い

経産牛飼養規模別の１日当たり搾乳時間

単位：時間

		10頭未満	20頭未満	30頭未満	40頭未満	50頭未満	75頭未満	100頭未満	150頭未満	150頭以上
北海道	経営主	3.5	3.3	3.3	3.4	3.5	3.6	3.8	4.0	4.4
	配偶者	3.5	2.6	3.2	3.2	3.3	3.5	3.9	4.5	4.9
	計	7.0	5.9	6.5	6.6	6.8	7.1	7.7	8.5	9.3
都府県	経営主	2.2	2.7	3.1	3.3	3.4	3.5	4.0	4.2	3.6
	配偶者	1.9	2.4	2.8	3.1	3.2	3.5	4.1	4.1	5.0
	計	4.1	5.1	5.9	6.4	6.6	7.0	8.1	8.3	8.6

経営主の搾乳時間は、北海道、都府県ともに、その他（バケット等）→パイプライン→パーラーの順で増大する。

～技術革新が規模拡大を促進～

搾乳ロボットでの搾乳時間は、北海道、都府県ともに、最も短い。

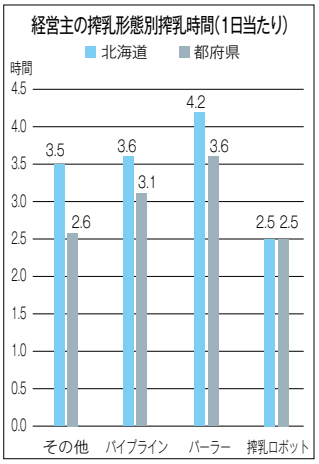

配偶者の搾乳時間は、北海道、都府県ともに、その他（バケット等）→パイプライン→パーラーの順で増大する。

搾乳ロボットでの搾乳時間は、北海道、都府県ともに、最も長い。

北海道、都府県ともに、全ての搾乳形態、とくに搾乳ロボットで、経営主より配偶者の方が搾乳時間は長い。

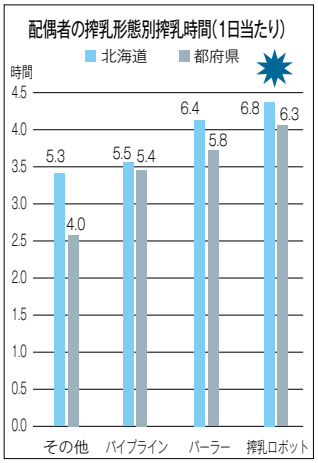

北海道の経営主の年間休業日数は、経産牛飼養頭数の多い階層ほど多くなる傾向があり、150頭以上層（23・8日）がとくに多い。

経営主の年間休業日数のうち「傷病による休業日数」は、75～100頭未満層（6・7日、年間休業日数に占める割合43％）がとくに多い。

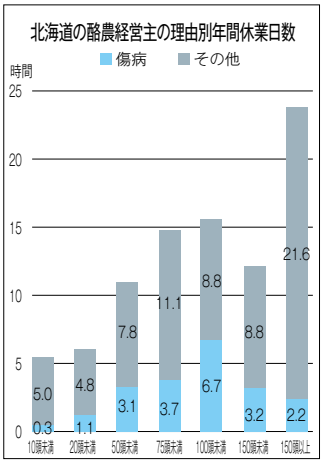

都府県の経営主の年間休業日数は、経産牛飼養頭数150頭以上層（38・2日）がとくに多い。

経営主の年間休業日数のうち「傷病による休業日数」は、経産牛飼養頭数10頭未満層（9・3日、同43％）がとくに多い。

経営主の年間休業日数は、全ての経産牛飼養頭数規模階層で北海道より都府県の方が多い。

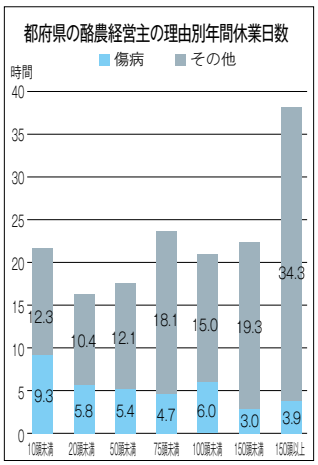

北海道で、「わからない」（無回答を含む）と回答した酪農家の占める割合は縮小。

一方、「増産予定」と「現状維持」と回答した酪農家の占める割合は拡大。

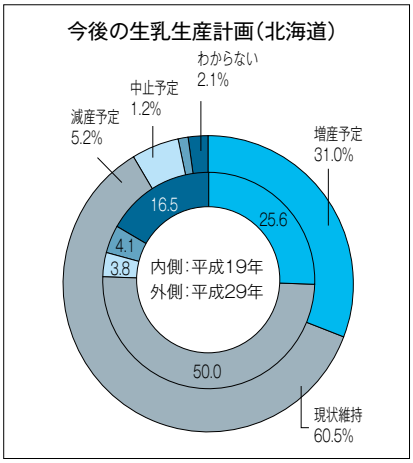

都府県で、「わからない」（無回答を含む）と回答した酪農家の占める割合は縮小。一方、「増産予定」と「現状維持」と回答した酪農家の占める割合は拡大。

「増産予定」と回答した酪農家の占める割合は倍増。

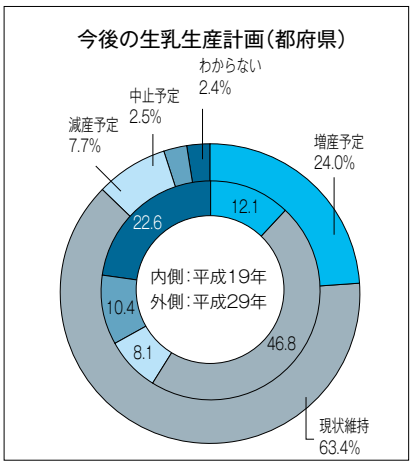

生乳生産の最大の障害は、北海道で「労働力不足」、都府県で「経営主の高齢化」。

北海道では、この3年間に、各生産障害、とくに「政策の先行き不安」が低下。

都府県では、「購入飼料価格の先行き不安」と「政策の先行き不安」以外は、ほとんど変化なし。

生乳生産量を維持・増加する上での障害（複数回答）

単位：%

		酪農家数（戸）	酪農政策（制度）や貿易政策が、今後どうなるか不安	購入飼料価格が、今後どうなるか不安	乳価が、今後どうなるか不安	経営後継者が確保できない	経営者が高齢化している	労働力不足で、乳用牛の飼養管理が限界	労働力不足で自給飼料生産・ふん尿処理が限界
北海道	平成26年	6,086	19.5	37.7	20.4	15.7	16.3	18.4	28.0
	平成29年	2,817	14.2	26.2	15.0	12.4	15.5	6.9	13.4
都府県	平成26年	10,297	21.1	25.1	30.1	16.1	17.0	29.9	16.2
	平成29年	7,562	21.4	27.5	30.7	18.1	16.5	18.7	12.5

搾乳牛舎に「空きスペース」がある酪農家の占める割合は、北海道、都府県ともに、経産牛飼養頭数規模の小さい階層ほど大きくなる傾向がある。

この傾向は、とくに都府県において顕著にみられる。

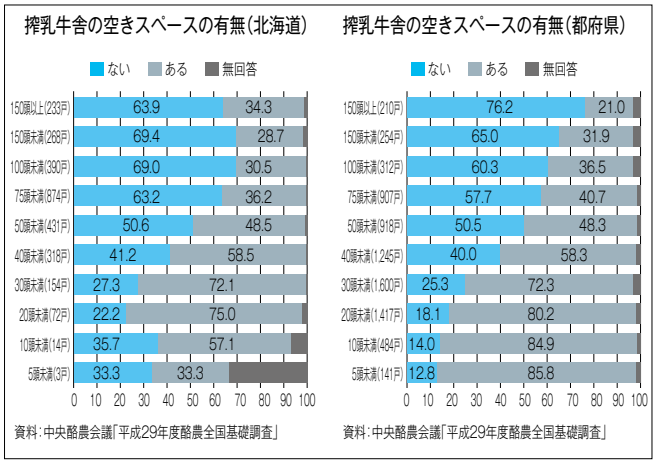

6 酪農の将来を考える

① 酪農経営の廃業、とりわけ家族経営における引退型廃業の背景には、家族の若年労働力（後継者候補）の他産業への流出、そして経営主の高齢化という問題が潜在している。

「労働力の不足」は、乳用牛の飼養管理ばかりではなく、自給飼料の生産や糞尿の処理においても大きな課題となっている。

② 若年労働力（後継者候補）が他産業へ流出する過程には、若年労働力を酪農から引き出す力（プル要因）と、外部へ押し出す力（プッシュ要因）の両方が働いていると言われている。

他産業での雇用機会の増大、農工間の所得格差の拡大、都市生活の利便性などのプル要因と、「酪農経営の行きづまり」というプッシュ要因である。

③ 「酪農経営の行きづまり」には、直接的な行きづまりと間接的な行きづまりがあり、前者は文字通りの財政的破綻、後者は健全財政経営における経営継続見通しの困難性（将来不安）である。

経営継続の見通しは、将来必要となる膨大な投資に対する不安や生産物・生産資材価格の不安定化という経済的理由のほか、家族の健康不安や結婚問題という個人的理由、制度・政策への不信感という社会的理由などに影響を受ける。

④ これらの問題に対して、すべての若者が一様の反応を示すわけではない。

若者（後継者）は酪農経営をめぐる諸問題を与件として、自らの人生経験、家族・親戚・知人関係、酪農インフラ整備の状況、資産・負債保有の程度、酪農への愛着の程度、生活信条などの影響の下で、職業選択という人生最大の意思決定を下している。

なお、当研修会の内容についてのご質問・また資料請求のご希望などがありましたら、

全酪連総務部

（03-5931-8003）

までお問い合わせください。

日本酪農 見て歩紀 No.312

▲ 左から睦さん、長女のひかるさん、高野さん（耕畜連携稲作農家）、定己さん、ほたるさん、わか子さん

庄司牧場
三重県松阪市

地域密着貢献型の循環酪農を目指して

地域の紹介

三重県中央に位置する松阪市。関西圏と東海圏の間にあり、両方の文化、経済が交わる場所でもあります。

『豪商のまち 松阪』の礎を作った戦国武将 伊勢松坂城主 蒲生氏郷（がもううじさと）の縁の地とも言われています。

松阪市の東部は海に面しており、西部には山間地が広がっています。その自然豊かな地で育った日本を代表するブランドの一つ『松阪牛』。また江戸時代から脈々と続く『松阪もめん』は天然藍の先染め糸を使い「松坂嶋（まつさかじま）」と呼ばれる縞模様が特徴の松阪地域を代表する綿織物です。

また、松阪市は北海道と深い関係があります。『北海道』の名付け親 松浦武四郎は1818年に一志郡須川村（現在の松阪市小野江町）で生まれ、生涯6度に及ぶ蝦夷地探検を行った人物です。晩年蝦夷地開拓判官を命ぜられ、『道名、国名』を制定したことでも有名で、2019年NHKでドラマ化が決定しているとのことです。

今回は、三重県松阪市美濃田町で酪農を営んでいる庄司牧場の後継者、庄司睦（むつみ）さん（33歳）にお話を伺いました。

牧場の紹介

睦さんの家族構成は、ご本人と奥さんの由喜美さん（33歳）、長女のひかるさん（4歳）、次女のほたるさん（2歳）、三女のひまりさん（0歳）、父親の定己（さだみ）さん（64歳）、母親のわか子さん（60歳）の7人です。現在、牧場経営者は父親の定己さんで、睦さんは後継者となります。

▲ 庄司牧場の看板

▲ 搾乳牛舎

▲ 搾乳牛

庄司牧場の歴史は、先代にあたる祖父（故人）が4頭の導入牛を始めとして酪農経営に携わり、その姿に感銘を受けた父親の定己（さだみ）さんが23歳の頃に三重県松阪市に新規就農され、補助事業を活用して酪農経営を始めました。当初は50頭飼養の繋ぎ牛舎を新設し、専業酪農として営んでいましたが、やがて耕畜連携を意識した自給飼料生産にも着手、また育成後継牛の確保にも注力し、今では近隣農家から一目置かれる酪農家に成長されました。その後、共に酪農経営を営んできた奥さんのわか子さんとの間に睦さんが誕生しました。

睦さんは、地元農業高校を卒業後、酪農学園大学に進学し、4年間の在学中に北海道の酪農家で実習体験をされてきました。その後、２００８年に実家に就農し、現在は後継者として日々精進されています。

現在の労働力は、定己さん、わか子さん、睦さんの3人に加えて、日本人従業員の松下さんとフィリピン人従業員2人を雇用しており、計6人で牧場運営をしています。おおまかな作業体制は、牛舎内のことは睦さんが監修しており、搾乳作業は睦さんとフィリピン人従業員が担当しています。わか子さんが哺育育成牛および乾乳牛への飼料給餌担当、定己さんと従業員の松下さんが牛舎周りの作業を中心とした自給飼料生産や堆肥管理、更には機械類や牛舎設備の修繕・加工・制作なども自身でされるなど、幅広い分野を担当されています。

総飼養頭数は約１３０頭［おおよその内訳は、哺乳牛20頭、育成牛15頭、未経産牛15頭、経産牛80頭（うち乾乳牛14頭）］で、現在は日量約2,２００kgの生乳生産をしています。

現在の牛舎全体像は、定己さんが最初に設けた繋ぎ牛舎を基に、各ステージの牛を飼養しやすい様に工夫しながら増改築を繰り返してきました。搾乳牛は対頭式繋ぎ牛舎で飼養されており、片側30頭の計60頭分の牛床が備わっています。残りの約20頭については、現在別の飼養場所を設けており、毎日入れ替え搾乳を行っています。

実は近い将来、規模拡大を予定しており、自家保有牛を増やしながら拡大に向けての基盤作りに取り組まれているところでした。規模拡大後のイメージとしては、常時１２０～１３０頭の搾乳牛確保を当面の目標として、パーラー設備と搾乳ロボットの両方を視野に入れておられました。

▲ 哺乳子牛

▲ 育成牛

また、牛の飼養環境においては、コンポストバーンに魅力を感じており、現在も乾乳牛と入れ替え搾乳牛を中心に導入されています。徹底管理された敷料は常に衛生的で乾いており、牛にとって十分な安楽性が確保されていました。繋ぎ牛舎のベッドを嫌う牛や産褥牛などを安楽性の高いコンポストバーンで飼養しています。そのため、繋ぎ牛舎内に移動した際に、ベットへの馴致を行っていない初産牛についてはどうしても抵抗を感じている牛が多く、搾乳後に牛床で横臥する初産牛が少ない様です。入れ替え搾乳の労力とコンポストバーンの維持管理が負担になっており、永続可能な経営スタイルを実現し早く規模拡大したいと奮闘しています。規模拡大に向けた畜産クラスター協議会の設立に向けて、各方面から御助力を頂いている最中とのことでした。

牧場の特徴

庄司牧場の特徴としては、地域との関係性を配慮した循環型酪農に取り組んでいることが挙げられます。

▲ コンポストバーン

▲ 乾乳牛とコンポストバーン

▲ 入替搾乳牛

購入粗飼料に頼るだけでなく、自給粗飼料の生産にも力を入れており、現在は、イタリアンライグラス8町（自己所有地2・5町）とソルゴー15町（自己所有地2・5町）を作付しています。

糞尿処理については、堆肥舎に導入された発酵撹拌装置で適切に処理し、自給粗飼料と稲作農家の水田に還元しています。また、地域と密接に関わっていく中で、近隣の養鶏場からブロイラー糞を手に入れ自給飼料に施肥したり、自家牛糞とブロイラー糞を混合した独自のブレンド堆肥をつくり、地元の農家や家庭菜園をされている方へ無償で提供されていました。

また、地域活動の一環として教育ファームを目指しています。現在は、地元中学生の職業体験受け入れを行う中でやりがいを感じており、教育ファームにも魅力を感じ始めているそうです。また、消防団に加入しており、地域交流を通して畜産業の理解を深めていきたいと考えています。他にも、夏祭りの実行委員会に加わるなどして地域との関係構築を積極的に体現されていました。

睦さんの考え方

睦さんの理想の牧場理念として「人が集まる牧場」「綺麗な牧場」「自他共栄」の3本柱を目標に精進されています。仲間が自然と集まれる環境づくりを意識しており、地道に目の前の問題に向き合いながら着実に人脈を広げられている様に感じました。

牛の飼養管理においては、全てのステージで最高の状態を維持できるように意識しています。品種改良にも注力されており、成果が見られ始めたことで、家族全員が励みを感じておられました。

また日頃、庄司牧場のために頑張ってくれている従業員の方たちが一緒になって喜んでくれる姿を見た時の感謝はひとしおだと仰っておられました。さらに、牧場運営に携わっていない奥さんや子供たちとも喜びを共有できることを嬉しく感じておられました。

▲ イタリアン

▲ 羽ばたく睦さん

今後の目標

父親の定己さんが築き上げてきた現在の庄司牧場を基盤として、より地域密着を意識した循環型酪農を目指し、両親がこれまでやってきて良かったなと思える牧場にしたいと考えておられます。

近い将来、規模拡大を行い大型酪農の仲間入りを果たす睦さん。畜産業界においては糞尿問題が取り上げられる中で、地域との密接な関係をより強固なものにしながら、畜産業への理解を深めていきたいと仰っていました。

終わりに

今回、取材に応じて下さった睦さんには大変お世話になり、本当にありがとうございました。

将来を見据えて地域密着型を意識した酪農スタイルを選択し、地域として酪農業として活性化していきたい。という睦さんの考え方に強く感銘を受けました。

後継者として庄司牧場を継ぐことを決めておられ、将来も非常に楽しみな牧場です。庄司牧場の更なる飛躍を祈念致しまして、今後とも本会としても支援、協力していきたいと思います。

札幌支所発

期待の女性２名が全国へ!!
～「第47回北海道酪農経営発表大会」開催～

３月26日㈫、札幌市「京王プラザホテル札幌」において北海道酪農青年女性会議主催、第47回北海道酪農経営発表大会が開催され、全道より関係者合わせて約70名が参加しました。

今年度は、経営部門で標茶町の千葉澄子さん、意見体験部門で士幌町の遠藤裕子さんの発表がありました。

経営部門では、千葉さんが「チームワークで楽しくやりがいのある酪農経営をめざして」と題して発表を行いました。埼玉県のサラリーマン家庭から千葉牧場へ嫁ぎ、冬の吹雪や慣れない作業に奮闘しながら生活にも慣れてきた頃、多額の借金が発覚。ご主人とともに再建を誓い、様々な苦労をされながらも確実に建て直し、現在は経産牛240頭・育成牛200頭を飼養、ご主人と娘夫婦、従業員の総勢11名による大型家族経営となっています。牧場のチームワークを大切にし、コーチングの手法を取り入れたミーティングのほか、女性ならではの視点で雇用者も従業員も責任を持って楽しく仕事ができる工夫をされています。また、ご自身の経験を活かし指導農業士として各地で講演会を行い、若い農業者の育成、女性の経営参画に取り組むなど、牧場の仕事、農協の役員（監事）、指導農業士と大変多忙な日々ですが、「現状維持は衰退以外の何ものでもない」と常に前向きに走り続けています。

意見体験部門では、遠藤さんが「牛にも人にも優しい牛舎 嫁 造っちゃいました～ (^0^)/♪」と題して発表を行いました。育成農家としておよそ300頭を飼養し、全酪連の預託牧場としても高い評価を誇る遠藤牧場。16年前にご主人が急逝されてから、遠藤さんは牧場の経営主として経営にあたってきました。「嫁」という立場で、さらに義父の大反対を受けながらも多方面の協力を得て「牛も人も快適で作業性の良い牛舎を作る」と言う大仕事を達成されました。そんなお母さんの姿を見て、現在はご長男が後継者として就農され、今後は牛飼いを志す若い人を見守り育てる存在になりたいと講演会へも積極的に参加されています。愛情を持って育てられた遠藤牧場の牛に定評があるように、「牛を育てるという仕事はとても女性向の仕事」と酪農女性にエールを送りました。

お二人の貴重な発表に、会場からは大きな拍手が送られました。経営者としての強い一面と、女性ならではの細やかな気配りを併せ持つ両名は、７月に鹿児島県で開催される第48回全国酪農発表大会に出場されます。

▲ コーディネーターの高橋元教授

また、大会と同日に開催された講演会では、酪農学園大学 元教授（３月31日にてご退官）の高橋圭二氏をコーディネーターに迎え、繁殖用モニターのメーカー３社（㈱コムテック、デザミス㈱、㈱ファームノート）を交えた「乳牛の繁殖システムについて」についてのパネルディスカッションを行いました。経営の要とも言える繁殖を支える新しい技術の説明に、参加者は熱心に聞き入っていました。（T.H）

▼ メーカーの担当者によるディスカッション。会場からの質問にも丁寧に答えていた。

◀▼ 質疑応答の様子。会場からは経営の具体的な質問もあがり活発な質疑となった。

▲ 千葉さん（左）と遠藤さん（右）

▲ パネルディスカッションの質疑風景

仙　台
支所発

「第48回東北酪農青年女性会議酪農発表大会」開催される 東北代表は安齋洋志さん（福島県）、佐藤純子さん（山形県）

去る３月19日㈫～20日㈬、山形県上山市の「日本の宿 古窯」にて、東北酪農青年女性会議（佐藤正仁委員長）主催の第48回酪農発表大会が、東北各地から130名余の酪友・関係者が参加して開催されました。

経営の部では２名の発表があり、『１万kg牛群から１万２千kg牛群へ～牛も人も無理なく高能力を発揮する経営を目指して～』と題して、みやぎの酪農協青年部・婦人部の佐藤俊さんが発表されました。佐藤さんは、牛群検定や体型審査などによる牛群改良で30年度２頭のエクセレントを獲得する一方で、近年はゲノム解析による改良や、代謝プロファイルテストを活用し飼養管理とりわけ乾乳期の管理を改善することで、12,000kgの牛群を実現していること。自家産後継牛が十分確保できるようになったことから、採卵用に和牛２頭を飼養し受精卵移植を行うようになって、和牛子牛販売・和牛受精卵販売などで大幅に増収になったことなどを発表されました。

福島県酪農青年研究連盟の安齋洋志さんは、『我が家の更なる飛躍を目指す効率酪農経営』と題して発表されました。酪農家５戸・和牛繁殖農家１戸で自給飼料生産組合を設立し草地43ha・デントコーン26haの生産に取り組んでいること。稲ＷＣＳの広域流通を利用していること。DairyOneの飼料分析とAMTSによる飼料設計、牛群検定と繁殖検診、全酪連DMSなど様々なデータを積極的に活用し飼養管理や経営管理を行っていることなどを発表されました。

続いての意見・体験の部では３名が発表され、山形県酪農青年婦人会議の佐藤純子さんは『地域の灯台目指して～一家和楽の道＝酪農/宿命を使命に』と題し、埼玉県で過ごした非農家５人兄妹の末っ子が、７年の遠距離交際の後山形県の農家に嫁ぎ、様々な困難を乗り越えて酪農家になってきた経験を発表されました。宮酪青年婦人連絡協議会の芳賀誠也さんは『これからの酪農は「新４Ｋ」だ！』と題して、小さな頃から酪農家の三代目として自然に就農し、「効率化・革新的・稼げる・カッコいい」の新４Ｋを実践すべく省力化やゲノム解析などに取り組んでいる姿を発表されました。福島県酪農青年研究連盟の井出てい子さんは『私がここで生きる意義～人生の最期は牛舎で迎えたい～』と題して、諸先輩に「おめ、川内（村）さ嫁に行け」と言われて１年、東日本大震災の原発事故で避難区域に指定されながら、生乳生産が可能となるまでの３か月間生乳を廃棄しながら乳牛を守り続けた今の夫の下に嫁ぎ、除染作業をしながらも牧草を生産し、厳しい環境の中で明るく楽しく酪農を続けている姿を発表されました。

審査の結果、経営の部は安齋洋志さんが、意見・体験の部では佐藤純子さんが最優秀に選ばれ、７月に鹿児島市で開催される全国大会へ出場となりました。

（I.Y）

▲ 発表大会の様子

▲ 発表者全員

名古屋支所発

中部酪農青年女性会議 主催「女性研修会」が開催！

４月５日㈮に東海農政局（愛知県名古屋市）において、中部酪農青年女性会議主催による女性研修会が開催されました。

東海農政局 課長 神林明義氏を講師として招き、「東海農政局の業務について、豚コレラについて、畜産酪農をめぐる情勢、畜産GAP推進について」など多岐にわたり基礎からの研修をして頂きました。

質疑応答の場においては参加者からクラスター事業の現状について生産者の立場から要望・意見など様々な質問が出てとても活発な研修会となりました。

研修会終了後は東海農政局に隣接する名古屋城で現在開催中の「名古屋城春祭り」に足を運んで満開の桜を満喫しました。

本日の研修が、参加した皆様の経営に役立つことを心より願います。（T.K）

▲ 小笠原副委員長　挨拶

▲左から講師の神林課長と永田係長

▲ 研修会風景

▲ 名古屋城をバックに参加者の皆さん

名古屋支所発

酪農生産研究会 主催「第1回会員職員研修会」を開催！

４月15日㈪全酪連名古屋支所（愛知県名古屋市）において、酪農生産研究会（事務局 名古屋支所）主催による第１回会員職員研修会を開催しました。

この度の研修会の内容は、今年２月にカナダのゲルフ大学動物バイオサイエンス学部助教授のマイク・Ａ・スティール博士を招聘し、「全酪連・酪農セミナー2019」を札幌・東京・熊本の３会場で開催した内容のダイジェスト版として全酪連購買生産指導室嶋田健介氏を講師に迎え「酪農セミナー2019ダイジェストについて」と題して研修会を開催しました。

質疑応答の場においては参加した会員職員からは「理想的な離乳についてどれが最善なのか」「陽圧換気と陰圧換気の違い」とか酪農生産現場で直面している問題についてなど多種多様な質問が出て来ました。とても活発な研修会となりました。

本日の研修会が会員の方々のお仕事に役立つ様願っております。（T.K）

▲ 講師 嶋田氏

▲ 酪生研 会長 田上氏

▲ 研修会風景

全酪連のスモークチーズがおつまみで提供されます！

おつまみのご紹介
Heart Farm
スモークチーズ
提供：全国酪農業協同組合連合会

全酪連
全国酪農業協同組合連合会
詳しくはホームページで！
www.zenrakuren.or.jp/

酪政連活動報告

日本酪農政治連盟

平成31年2月～3月

2/10	第86回自由民主党大会に参加 （於：グランドプリンスホテル新高輪） （委員長、幹事長）
2/15	岡山県酪農政治連盟主催の 「おからく酪農講演会」に 大槻委員長が講師として出席、 「日本酪農の現状と将来の展望について」 を講演した（ピュアリティまきび）
2/18	監査会を開催（於：酪農会館） 3月開催予定の総会資料を本連盟の監事に提出し、監査を実施（会計責任者、監事、幹事長他）
2/22	事務局長会議を開催（於：参議院議員会館） • 平成31年度酪農関連対策等について（農林水産省より） • 酪政連平成31年度通常総会についてを協議
3/6	通常総会を開催（於：自由民主会館） 第1号議案　平成30年度運動報告並びに収支決算承認の件 第2号議案　平成31年度運動方針並びに収支予算承認の件 第3号議案　平成31年度会費賦課方針決定の件 監事の補欠選任の件 を上程し、全議案共に原案どおり可決承認される 総会終了後、自民党酪政会の国会議員との懇親会を開催し、懇談、意見交換を実施した
3/29	東京都選挙管理委員会に対し 収支報告書（平成30年1～12月分）を提出

▲ 懇親会での森会長挨拶

▲ 総会での大槻委員長挨拶

▲ 総会での谷津顧問挨拶

原料情勢　平成31年4月

		17/18年産	18/19年産
4月9日発表 米国農務省 トウモロコシ 需給予想	作付面積（百万エーカー）	90.2	89.1
	単　　収（ブッシェル/エーカー）	176.6	176.4
	生 産 量（ブッシェル）	146億900万	144億2,000万
	需 要 量（ブッシェル）	147億9,900万	145億6,500万
	期末在庫（ブッシェル）	21億4,000万	20億3,500万
	在 庫 率	14.5%	14.0%
トウモロコシ 相場動向	トウモロコシ相場は、3月末に発表のあった、19/20年産作付意向面積並びに四半期在庫の内容が、共に市場予測を上回った事から、大きく値を下げた。その後、大きな反発もなく、360セント付近で推移している。今後は、南米産、米国産の順に作柄に大きく影響する受粉期を迎えるため、天候に注意が必要である。		
大豆粕相場動向	輸入大豆粕の主となる中国産がアフリカ豚コレラの影響に伴う養豚頭数の減少から需給が緩み低調に推移しており、国産大豆粕も輸入大豆粕相場に同調し推移。		
糟糠類	【一般フスマ】　ふすまの需給は適正に推移しているものの、小麦粉消費量の減少と全粒粉需要の増加に伴い発生量が減少傾向にあるため今後需給が逼迫することも予想される。		
	【グルテンフィード】　異性化糖製造数量が最盛期に向かい需給は緩んで推移しているものの、今後の梅雨入り時期や気候条件に伴う異性化糖販売数量動向に注意が必要である。		
海上運賃	パナマックス市況は中国の旧正月明けを境に需要が回復し、相場は一気に回復した。その後は需給の適正感から横ばいで推移している。		

米国産トウモロコシ生産量と期末在庫の推移

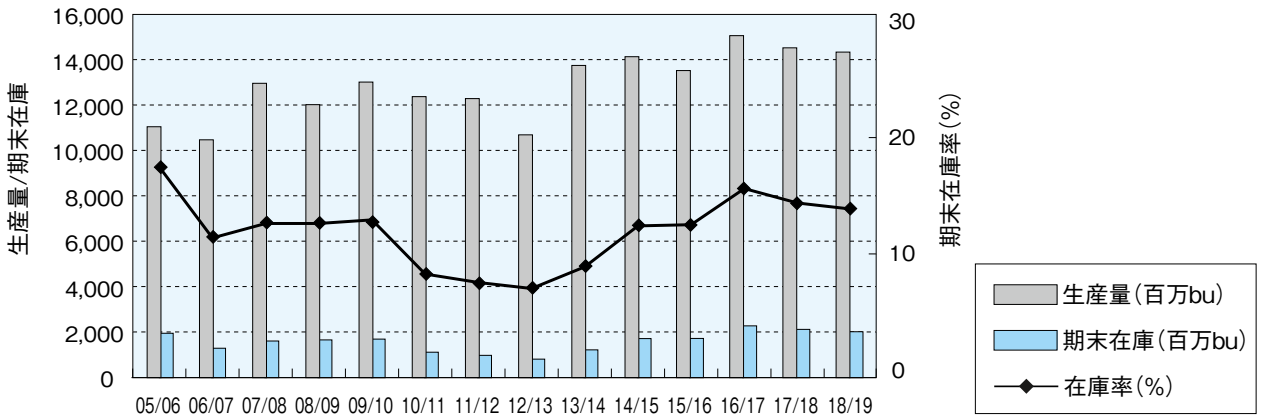

米国産大豆生産量と期末在庫の推移

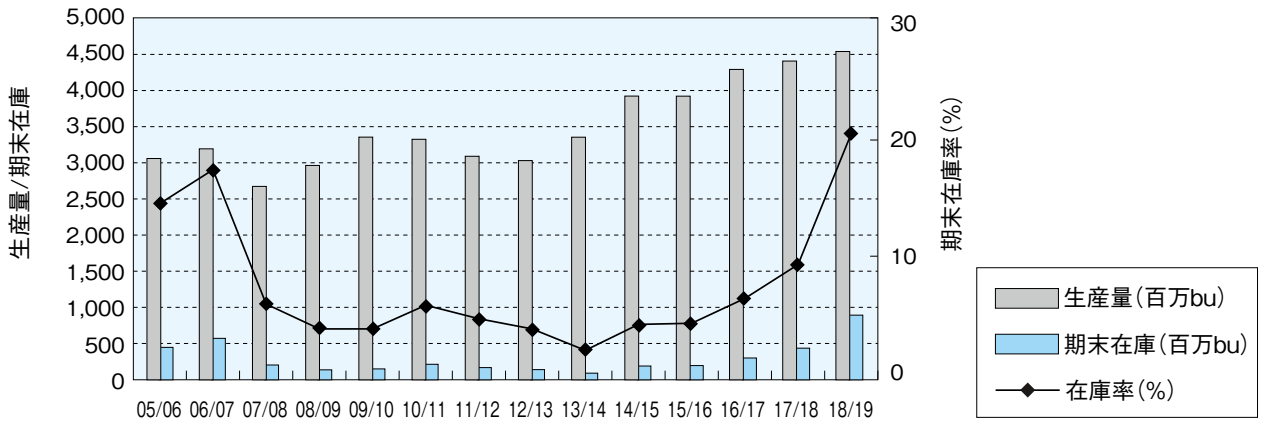

輸入粗飼料の情勢　平成31年4月

北米コンテナ船フレート	4月に予定されていたGRI（海上運賃一斉値上げ）は概ね回避されましたが、一部の船社はターミナルハンドリングチャージ（THC）などの各種チャージの値上げや、貨物が混雑している港に付加されるPort Congestion Surchargeなど新たなチャージの導入を開始しています。今後も同様な動きが増えていくと予想されます。
ビートパルプ	【米国産】　主産地における新穀の作付面積は微増と予想されています。現在、各産地では作付作業が進行中で、天候が良好であれば若干ながらさらに作付が増えることも考えられます。中国における米国産ビートパルプの輸入量は、米中間の貿易問題の影響で大幅に減少しており、直近では取引が実質止まっているようです。しかしながら、取引が再開した際の影響は世界のビートパルプの需給バランスに大きな影響を与えるため、引き続き動向には注視が必要な状況と言えます。
アルファルファ	【ワシントン州】　産地では例年よりも降雪量が多く雪解けが遅かったことから、新穀の収穫に向けての作業がやや遅れています。今後の天候次第ですが、コロンビアベースン南部では5月上旬、北部では5月中旬頃から1番刈の収穫作業が始まる見込みです。産地在庫は低級品を中心に極めて逼迫した状況で、新穀を迎えようとしています。同州では昨年対比＋1％増の770,000エーカー程の作付面積になると見込まれていますが、国内外からの強い需要に対応できるかは不透明であり、新穀の産地相場の予想では早くも強含みを唱える声が聞こえています。
	【オレゴン州】　今年の冬はワシントン州同様、降雪も多く天候が不安定だったため、在庫品のダメージが多いようです。僅かに残っていた旧穀在庫も輸出向けに高値で動いた事例も見られ、新穀を含めた今後の産地価格の高騰が懸念されます。 主要な産地における作付面積は前年並みで、オレゴン州全体では昨年対比6%程増加と予想されています。新穀の収穫は例年通り6月頃から開始される見込みです。
	【カリフォルニア州】　カリフォルニア州全体のアルファルファの作付面積は前年対比6%前後減少の920,000エーカー程になると予想されており、1909年の統計開始以来、最低の数字となっています。一方、主産地の一つであるインペリアルバレーでは作付面積は微増しています。当地の新穀1番刈の収穫はほぼ終了しており、例年よりも冷涼な気候もあって、CP22～24%、RFVは200を超える高成分のアルファルファも多く生産されています。新穀の1番刈に対しては、米国内酪農家および一部の輸出向けからの引き合いが強く、産地相場は堅調に推移しています。
	【ユタ州】　5月中旬までに1番刈の収穫が開始される見込みですが、一部の地域では継続的に灌漑用水の不足が見込まれています。同州での作付面積は昨年対比5%程度減少と見込まれています。
チモシー	【米国産】　18年産の産地在庫はグレードを問わずほぼ成約済となっており、今後は新穀まで買付けした玉を繋いでいくことになります。新穀の作付面積は、18年産の産地相場が他作物に比べて相対的に高値で推移したことから若干増加するものと見込まれています。
	【カナダ産】　前月から大きな情勢の変化はありません。産地在庫はすべて成約済の状況となっており、今後は新穀まで契約済の在庫を積み出していくこととなります。 産地相場については日本および韓国からの需要が安定していることから、大きな変動なく堅調に推移しております。
スーダングラス	例年3月から本格化する早播きスーダンの作付面積に影響を及ぼすデュラム小麦の作付面積は、3月15日時点で前年同月比36%（約7,800エーカー）と産地相場の低迷を受けて大きく減少しています。 このため、早播きスーダンの作付面積は増加することが期待されますが、ほぼ日本向けに生産されているスーダン全体の需要が大きく伸長するとは考えにくく、最終的な作付面積は昨年と同程度～やや増加程度に留まると考えられています。 これまでの産地の気温は昨年よりも低く、収穫のスタートもやや遅れる見込みで本格的な作業は6月に入ってからと予想されています。
クレイングラス	クレインは全酪連の登録商標です。3月15日時点の作付面積は前年同月比120%となっています。好調な産地相場を背景に、クレイングラスの作付面積は昨年同期比で増加しており、19年産は生産量も比例して増加すると予想されています。 産地相場については、日本および韓国からの引き合いは一貫して強い状況が続いており、高値のまま推移しています。産地には余剰在庫はほとんどなく、18年産の繰越在庫が枯渇した状態で新穀シーズンに入る見通しです。 このため、新穀の開始とともに日本および韓国からの買付が殺到し、産地相場のさらなる上昇が懸念されており、例年以上に慎重な対応が必要な状況です。
ストロー類	日本および韓国からのストロー類への需要は堅調に推移しており、産地相場も大きな変動ないまま安定して推移しています。 日本では昨秋、防疫上の問題から中国産稲わらの輸入量が一時的に減少し、米国産ストロー類の輸入量が増加しました。その後、中国産稲わらの輸入量は徐々に回復したことから、直近のストロー類の国内在庫はやや過剰となっているようです。
オーツヘイ	【豪州産】　日本、中国および韓国からのオーツヘイの引き合いは引き続き堅調に推移しています。旱魃や収穫期の天候の影響によるオーツヘイの生産量の減少、並びに豪州国内の畜産農家からの需要増加により、産地在庫は例年よりも逼迫感があります。発生量が少ない上級品および低級品については、余剰在庫はなく、比較的発生量が多かった中級品についても、余剰在庫は限定的な状況です。19年産の播種は、各産地において5月上旬頃から順次行われる見込みで、初期の生育を左右する4月から6月にかけての降水量が今後注目されるところです。各産地の作付面積は18年産の在庫率の低さと内外からの堅調な需要を背景に増加すると予想されています。

財務省・内閣官房

事業者の皆さまへ

10月1日

消費税率引上げ前後の値上げ・値下げ

こんな値付けはNGと思っていませんか？

「10月1日以降2%値下げ!」という値下げセールをしたらダメ?

▶ **OK!!**

問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきません!」など、消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、NGではありません。

10月1日より前の値上げは、便乗値上げになるからダメ?

▶ **OK!!**

問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?

▶ **OK!!**

問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

これはNG

- ■ 事実に反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- ■ 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

▼ OK? NG? 迷った時は ▼

セール・「今だけお得」関係	消費者庁表示対策課	03-3507-8800(代表)
便乗値上げ関係	消費者庁消費者調査課	03-3507-9196
価格表示関係	財務省主税局税制第二課	03-3581-4111(代表)
転嫁拒否関係	公正取引委員会消費税転嫁対策調査室	03-3581-5471(代表)
	中小企業庁消費税転嫁対策室	03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策 事業者向けパンフレット」でもご確認いただけます。

●より詳しい内容についてはこちら

価格設定　ガイドライン　検索

転嫁対策　事業者向け　パンフ　検索

INFORMATION

北海道 乳牛産地情報

令和元年５月１日現在

札幌支所　TEL 011-241-0765
釧路事務所　TEL 0154-52-1232
帯広事務所　TEL 0155-37-6051
道北事務所　TEL 01654-2-2368

価格状況 ↑……強含み ↗……やや強含み →……横這い ↘……やや弱含み ↓……弱含み

事務所	畜種	相場(万円)	価格状況	管内状況
札幌管内	育成牛(10-12月令)	45～55	→	札幌管内の４月中旬までの生乳生産量前年比は、函館管内月計で96.6%、累計で96.6%、苫小牧管内月計で98.3%、累計で98.3%の実績となっております。５月の初妊牛動向といたしまして、７～８月上旬分娩が中心となります。４月の同地域の乳牛市場はやや強含みとなりましたが、他の地域ではやや弱含みとなった地域があったこと、牛に負担がかかってくる夏分娩となってくることから、５月はやや弱含みで推移するものと予測されます。腹別ではF1腹は堅調、雌雄選別腹はやや軟調といった動きをみせています。育成牛につきましては、他の地域の動向に大きく左右されやすい地域ですが、横這いで推移するものと思われます。
	初妊牛	80～90	↘	
	経産牛	48～53	↘	
釧路管内	育成牛(10-12月令)	52～62	→	根釧管内の４月中旬までの生乳生産量前年比は、釧路管内月計で98.0%、累計で98.0%、中標津管内月計で99.7%、累計で99.7%の実績となっております。５月の初妊牛動向といたしまして、７～８月分娩が中心となります。４月の管内乳牛市場の相場は横這いにて推移しましたが、夏分娩への移行、上場頭数の増加を見込みますとやや弱含みにて推移するものと思われます。しかしながら依然としてメガギガファームの導入意欲は高く、中クラス以上については高値取引されており、価格動向につきましては注視する必要があります。資源状況につきましては、例年通りの頭数は確保出来る状況となっておりますが、F1腹が少なく、雌雄選別腹が増えております。
	初妊牛	88～98	↘	
	経産牛	62～72	→	
帯広管内	育成牛(10-12月令)	48～58	→	帯広管内の４月中旬までの生乳生産量前年比は、帯広管内月計で102.6%、累計で102.6%の実績となっております。 ５月の初妊牛動向といたしまして、７月分娩が中心となります。４月の同地域の乳牛市場はやや軟調な動きをみせたこと、夏産みの上場となってくることから、５月の庭先購買価格は弱含みで推移するものと思われます。腹別ではF1腹は堅調、雌雄選別腹、和牛受精卵移植腹はやや軟調な動きをみせています。初妊牛の動きにつられて、経産牛もやや軟調な動きで推移するものと思われます。
	初妊牛	90～100	↓	
	経産牛	55～65	↓	
道北管内	育成牛(10-12月令)	45～55	→	道北管内の４月中旬までの生乳生産量前年比は、稚内管内月計で98.4%、累計で98.4%、北見管内では月計で101.7%、累計で101.7%の実績となっております。５月の初妊牛動向といたしまして、７～８月分娩中心となります。当地域の乳牛市場での価格はやや軟調な動きとなっていること、夏分娩へ移行していくことから購買価格は弱含みで推移するものと思われます。腹別に関係なく価格は軟調に推移するものと思われますが、Ｆ１腹が雌雄判別腹と比較し若干の高値で動く見込みと思われます。資源につきましては、平年並みに頭数を確保できる状況となっております。経産牛については、横這いでの推移になると思われます。
	初妊牛	85～92	↓	
	経産牛	53～60	→	
道内総括	育成牛(10-12月令)	50～60	→	道内の４月中旬までの生乳生産量前年比は100.4%、累計で100.4%の実績となっております。５月の初妊牛動向といたしまして、４月の道内各地域の乳牛市場での価格はやや軟調に推移していること、夏分娩中心の上場となることから、価格はやや弱含みで推移することが予想されます。しかしながら、中クラス以上は、堅調な相場を継続し、牛なりによる格差が出てきています。資源状況については、雌雄選別腹の資源がF1腹より多い傾向が出てきています。今後の相場を注視していきながら、庭先選畜購買を中心として安定的に搾乳素牛を供給して参りますので、導入希望・計画がありましたら早めのご注文を宜しくお願い致します。
	初妊牛	88～98	↘	
	経産牛	58～68	↘	

今月の表紙

今月の表紙は、「第９回酪農いきいきフォトコンテスト」（第47回全国大会にて開催）で応募頂いた作品「起きないと舐めるぞ～」（佐賀県酪農婦人部連絡協議会佐城地区　古川美津子氏 撮影）です。

編集後記

●「平成」が終わり「令和」最初の会報をお楽しみいただけましたでしょうか？
新しい時代の幕開けとともに、全酪連会報も皆様のお役に立てるよう、より一層内容を充実させてまいります。

●会報に関するご意見・ご要望等があれば、以下のアドレスにメールをいただければ幸いです。
shidoukikaku@zenrakuren.or.jp

令和元年5月10日発行（毎月1回10日発行）
全酪連会報　5月号　No.644
●編集・発行人　戸辺誠司
●発行　全国酪農業協同組合連合会
〒151-0053　東京都渋谷区代々木一丁目37番２号 酪農会館
TEL 03-5931-8003　http://www.zenrakuren.or.jp/

今月の らくのうこどもギャラリー 入賞作品紹介

かわいいうし
北陽幼稚園（北海道）5歳　渡邉 航生

今月の入賞作品は…
北陽幼稚園（北海道）5歳の渡邉 航生さんの作品です。
みどりの色画用紙にクレヨンで描いた作品。つぶらな瞳が印象的な本当に可愛い牛さんに描けました。尻尾の様子までしっかりと観察して描いています。顔の輪郭は黒いクレヨンで体の輪郭はベージュのクレヨンで描いています。画材を使い分けて丁寧に表現しています。

※この作品は本会と全国酪農青年女性会議共催の「第45回らくのうこどもギャラリー」で全国833点の応募作品から入賞12点に選ばれたものです。

主催　全国酪農青年女性会議